

令和2年度

■ 年 報 ■

第28号

四日市市立博物館

四日市市立博物館の使命

1 市民の創造性を高めます。

これからの豊かなまちづくりには市民の創造性が必要です。文化の振興によって創造性豊かな人材を養成し、市民の活力を引き出して都市の力を高め、市外からも創造的な人材が集まるようにして魅力ある都市を形成していくことが理想です。その実現のために四日市市の文化資産のひとつである市立博物館は、市民一人ひとりの多様な個性に対応し、文化の多様性を認め合いながら、それぞれがより豊かな個性に育っていくよう、多彩な内容のものを学習できる機会を作っていきます。これまで地域に培われてきた文化を伝えるだけでなく、市民一人ひとりの個性の創造に寄与してその成果として現れる新たな文化の創造に尽くしていきます。

2 郷土を大切にすることを育みます。

郷土から世界の国々、果ては宇宙に至る多様な自然、歴史や文化について、様々な角度から取り上げます。直接あるいは他地域との違いにより間接的に郷土に対する市民の理解を深め、そのことにより、よりよいまちづくりの基盤を形成し、郷土を大切にすることを育むとともに、他の地域や外国との発展的な関係を生む基礎を形成します。

3 世代をつなぎます。

これまで当博物館は、公立の施設としての特色を活かして、郷土の先人が創り出した文化遺産を保全し、知識を蓄えてきました。これらは、郷土のかけがえのない文化的財産であり、今後もこれらの蓄えを増やし、効果的に運用しながら確実に次の世代に引き継ぎ、世代と世代をつないでいきます。また、これらの文化的財産を活用した世代間の交流の場をもち、永続的に市民文化を継承するとともに、この地域の新たな特色ある文化の創造に寄与します。

4 歴史を未来に活かします。

四日市市立の当博物館は、四日市市の行政組織のひとつとして、これまでに蓄えた歴史的資料や知識、施設を活用し、われわれが現在直面している様々な問題について考える場としての役割を担い、よりよいまちづくりを目指します。

5 学校教育をより豊かなものにします。

学校教育のカリキュラムに対応した展示やプラネタリウム投映を実施し、教科書では行うことのできない方法で子どもたちに歴史や自然科学を体験させ、教室での授業をより豊かなものとし、また、質の高い文化・芸術にふれることにより、豊かな人間性を備えた子どもが育成されるよう学校教育を支援します

平成 17 年 8 月策定

今年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大し、様々な面で影響を受けた一年でした。4月から5月にかけては、感染拡大防止の観点から臨時休館といたしました。5月19日の再開後は、利用人数の制限や入館時の検温、手指消毒の励行など、日博協が策定した「博物館における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に沿った様々な感染症防止対策を実施し、ご利用の皆様への安心・安全を第一に試行錯誤を重ねながらの開館となりました。

そのような中、本年のコンセプトを「ワクワクと出会う」とし、未知なるモノを知ろうとする学びの気持ちを大切にし、広大な未知の世界を旅する時に必要な『自分の頭で考え、行動する力』をはぐくみ成長へとつなげる出会いを提供することをめざしました。

このコンセプトをもとに、展覧会とプラネタリウムの事業連携に取り組み、さらには併設する四日市公害と環境未来館の展覧会に関連した番組を投映し、積極的にワクワクする気持ちを膨らませる活動を行いました。しかし、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館を余儀なくされ、再開後も多くの講座などが中止となり、年間を通じて博物館活動が縮小したことで、多くの利用者の方に残念な思いをしていただく結果となってしまいました。

職員・スタッフ一丸となってこの難局に立ち向かい、この機会をさらなる飛躍につなげ、多くの皆様にワクワクしていただける博物館を作っていきたいと思っております。

最後になりましたが、当館の運営及び諸活動にあたり、ご指導やご協力をいただきました皆様をはじめ、関係各位の皆様へ心より感謝申し上げます。

令和3年7月

※記載にあたっては、個人・団体の敬称は省略させていただきます。ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業などは、「コロナのため中止」などと省略して表記している場合があります。

目 次

年報発刊にあたって	1
目 次	2
I 事業概要	
1 博物館事業	
1 常設展	3
2 企画・特別展	3
3 教育普及事業	7
4 資料収集保存事業	10
5 調査研究事業	13
2 プラネタリウム事業	
1 GINGA PORT 401	14
2 プラネタリウム投映事業	14
3 天文教育普及事業	21
3 ミュージアムショップ	24
II 管理・運営	
1 組織	25
2 予算	26
3 博物館協議会	27
4 施設の利用	27
5 年報の発行	28
6 利用状況	28
7 関係法規	30
III 施設概要	36
IV 利用案内	39
四日市市楠歴史民俗資料館	
I 事業概要	
1 これまでの経緯	40
2 事業	41
3 施設の利用	42
4 利用状況	43
5 関係法規	44
II 施設概要	47

I 事業概要

1 博物館事業

1 常設展

「時空街道」

平成 27 年 3 月 21 日にリニューアルオープンした常設展「時空街道」の基本テーマは、「四日市のまちのあゆみと、人々のくらしの変化」。資料を展示ケースに並べる従来の展示とは大きく異なり、各時代を特徴づける原寸大の建物を再現し、観覧者が展示空間の中に立つことで歴史を体感することを目的としている。常設展示室 2 階に新たに併設された四日市公害と環境未来館との展示の連続性を保つため、博物館では原始・古代、中世、近世の時代を、四日市公害と環境未来館では近代・現代の時代を扱い、両館を一連の流れの中で観覧することにより、四日市の古代から現代までのあゆみを概観できるようにしている。



映像や照明による一日の時間や季節の移り変わりを感じられるほか、スマートフォンやタブレット端末を利用した展示解説や、解説シート、博物館ボランティアとの対話の中から得られる説明など、資料の理解を促す方法も選べ、何度訪れても学べる工夫をおこなっている。

なお、今年度はさらに季節感を持たせるため、冬仕様の立木を制作しました。

「丹羽文雄記念室」

文化勲章受章作家で名誉市民の丹羽文雄の業績を永く伝えていくために、平成 18 年 12 月 9 日に丹羽文雄記念室を開館し、同時に常設展示を無料とした。

令和 2 年度常設展示

開館日数：255 日（※コロナのため、4 月 15 日（水）から 5 月 18 日（月）まで臨時休館）

観覧者数：18,528 人 観覧料：無料

2 企画・特別展

本年度は、市制 123 周年記念として特別展 3 本、企画展 1 本の計 4 本の展覧会を開催した。

(1) 特別展 I 「奇想天外 なぞなぞ絵解き 判じ絵！ ～江戸時代からの挑戦状～」

- [主 催] 四日市市立博物館
[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社、伊勢新聞社、(株)シー・ティー・ワイ CTY-FM、三重エフエム放送、三重テレビ放送、NHK津放送局
[監 修] 岩崎均史（静岡市東海道広重美術館館長）
[協 力] 株式会社青幻舎プロモーション

■会 期：4 月 11 日（土）～6 月 7 日（日）21 日間（当初予定 50 日間）

■観覧者数：832 人

■観 覧 料：一般 1,000 円、高・大生 800 円、中学生以下無料

■関連行事（コロナのため関連行事はすべて中止）

○記念講演会「判じ絵あれこれ ～江戸の庶民と知恵くらべ～」

日 時：4 月 25 日（土）13:30～15:00

講 師：岩崎均史（静岡市東海道広重美術館館長）

○連続講座「カレイなるヒラメきへの招待 1. あサメ」

日 時：4 月 12 日（土）13:30～15:00

講 師：廣瀬毅（当館副館長・学芸員）



「カレイなるヒラメきへの招待 2. フカめ」

日 時：5月31日（日）13:30～15:00

講 師：廣瀬毅（当館副館長・学芸員）

○ギャラリートーク「判じ絵入門寺子屋ツアー」

日 時：5月5日（火・祝）、23日（土）10:30～11:30、14:15～15:15

講 師：齋田明里（当館職員）

■担当者所感（企画普及係 齋田明里）

新型コロナウイルス感染症により会期中に臨時休館に入り、また再開館直後は自粛ムードが続いたこともあり、入場者数は伸びなかった。しかし最終週に近づくにつれ入場者数は多くなっており、このような状況でなければ入場者数はより増えていたことが推測できる。

内容的に大人向けだったが、テレビなどの教育番組で判じ絵を取り扱っていることが影響しているのか、意外にも家族連れが多かったのが印象的だった。

取材が臨時休館により中止になるなど、広報に関しては苦心した。広報掲載媒体に展覧会情報の変更の可能性がある等、注意事項を記載するなどの配慮をいただいた。

本展は手で触れられる展示品はなかったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため作品に触れないよう再度注意を促したほか、入館前に手指消毒の協力や連絡先の記入、また緊急事態宣言発令地域からの方は入館をお断りするなどの対策を行った。会場内では観覧者同士の間隔を保ちつつ、展示ケースなどには触れないよう注意を促し観覧していただいた。

（2）特別展Ⅱ 「戦後75年 無言館展 ～戦没画学生からのメッセージ～」

[主 催] 四日市市立博物館、朝日新聞社

[後 援] 三重県教育委員会、
(株)シー・ティー・ワイ CTY-FM、
三重エフエム放送、三重テレビ放送、NHK津放送局

[助 成] 公益財団法人 岡田文化財団

[企画協力] 無言館

■会 期：7月18日（土）～9月6日（日） 46日間

■観覧者数：4,974人

■観 覧 料：一般1,000円、高・大生800円、中学生以下無料

■関連行事

○記念講演会「戦火と画布-描かれた青春」

日 時：7月18日（土）13:30～15:00

講 師：窪島誠一郎（無言館館主）

参加者数：60人

○子どものための学習会「平和について考えよう」

日 時：8月15日（土）13:30～15:00

講 師：野口裕（当館職員）

参加者数：8人

○ギャラリートーク

日 時：8月2日（日）、9日（日）、21日（金）13:30～14:30

講 師：野口裕（当館職員）

参加者数：計33人

■担当者所感（企画普及係 野口裕）

この展覧会では、無言館が所蔵する作品133点を展示し、いずれ否応なく戦争に駆り出される画学生が戦争と直面した時に「生きる証し」として遺した作品が私たちに重いテーマを投げかけるものとした。2020年は戦後75年の節目を迎えたが、この節目の展覧会として開催することで次世代につなぐメッセージを届けることができた。

今回の展覧会では「平和について」「戦争とは」ということについて「戦没画学生からのメッセージ」をどう受け止め、どう自分の意識や行動につなげていくのかということまでが大切なポイントだった。その一助となるのが展覧会の会場で受け止めたそれぞれの思いをその場で書き綴ることができる「メッセージカード」であったと思う。内容は様々だが平和に対する思い、戦争の悲惨



さを改めて感じたというもの、画学生の芸術に対する姿勢への称賛というものがほとんどであった。年齢層も小学生から戦没画学生とほぼ同年代の 80 代後半までそれぞれの年代のメッセージが寄せられた。

また、書いていただいたメッセージを会場出口付近に設けたメッセージボードに掲示することで、戦没画学生、自分自身、自分以外の来館者がそれぞれの思いを時間と空間を越えて共有することができたと思われる。

(3) 特別展Ⅲ 「2020 イタリア・ボローニャ国際絵本原画展」

[主催] 四日市市立博物館、一般社団法人日本国際児童図書評議会 (JBBY)
[後援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社、伊勢新聞社、
(株)シー・ティー・ワイ CTY-FM、三重エフエム放送、三重テレビ放送、NHK津放送局

[協力] Bologna Children's Book Fair
PALAEXPO
Federazione Nazionale delle Istituzioni pro Ciechi
Bologna Illustrators Exhibition, curated by Bologna Children's Book Fair / BolognaFiere in partnership with JBBY

- 会 期：10月3日(土)～11月1日(日) 26日間
- 観覧者数：2,438人
- 観覧料：一般800円、高・大生600円、中学生以下無料
- 関連行事

○ギャラリートーク「きて！みて！さわって！？ボローニャ展」

日 時：10月3日、10日、24日、31日(いずれも土曜日)
いずれも 13:30～14:30 参加者数：計57人

講 師：千田佑香(当館学芸員)、野口裕(当館職員)

- 担当者所感(企画普及係 千田佑香)

当館では2018年以来2年ぶりの開催となったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入選作家ワークショップが開催できず、入選作品の絵本を手にとって読めないなど、例年とは違った雰囲気での開催となった。観覧者アンケートからは新型コロナウイルス感染症の影響を悲しむ声が寄せられた一方、この状況下でもボローニャ展が見られて嬉しいという好意的な声も寄せられており、四日市にボローニャ展が根付いていることも感じさせられる結果となった。

ボローニャ展は国内外を問わず現役で活躍する作家を紹介できる貴重な機会でもあり、今年の特別展示で視覚障害を持つ方への美術鑑賞の取り組みを紹介したように、絵本に関わる世界のトピックスを紹介できる機会でもある。今後も市民のニーズを参考にしながらより多くの方に展覧会をご覧いただけるよう、ボローニャ展ならではの魅力を提供できればと考えている。



(4) 企画展Ⅰ「昭和のくらし 昭和の風景」

[主催] 四日市市立博物館
[後援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社、伊勢新聞社、(株)シー・ティー・ワイ CTY-FM、
三重エフエム放送、三重テレビ放送、NHK津放送局

- 会 期：令和3年1月2日(土)～2月28日(日) 50日間
- 観覧者数：4,800人
- 観覧料：一般400円、高・大生300円、中学生以下無料
- 関連行事

○「昭和のあそび」

日 時：2月11日(木・祝) 10:00～12:00 参加者：計33人



■担当者所感（企画普及係 野口裕）

この「昭和の暮らし 昭和の風景」展は、生活の全体像を捉え当時の暮らしそのものを体感できるようにするとともに、小学3年生の学習活動を支援することも主な目的として、当館が所蔵する資料（暮らしの道具）を中心に構成した。

「昭和30年代」と「昭和初期」の2つのテーマ展示を中心に、暮らしの道具を視点にしながら市や人々の暮らしがどのように移り変わってきたのかを紹介し、今年度の展示では、新たに「農機具の歴史」コーナーと「昭和30年代の四日市市街地」（ジオラマ）のコーナーを設けた。

また、博物館では先生方の学習活動を支援するために、博物館の展示空間を教室として活用できる見学のしおりの作成と、体験コーナーや再現展示の充実を行った。会場内では、児童たちに発問を投げかけたり、子どもたちの考えを引き出したりしながら展開する先生方による体験的な授業が多く見られた。

見学後のアンケートではほとんどの学校が、見学内容に満足していることが示されており、学校との連携をさらに進め、より高い学習効果を上げることが重要であると考えます。

観覧者数については、総数として昨年度より減少したが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであるのは明らかである。有料観覧者数については、微減にとどまったが、学校見学の観覧者は昨年度から約800人減少しており、学校現場の校外活動に対する苦渋の判断が推察できる。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、博物館が見学人数を制限（最大2クラスまで）したことも少なからず影響したと思われる。今後、新型コロナウイルス感染症の影響による様々な制限も踏まえたその他の情報発信の仕方もあわせて検討していかなければならないと感じた。

（5）共催展「第62回北勢地区高等学校美術展」

[主催] 三重県高等学校美術工芸教育研究会、三重県高等学校文化連盟

[共催] 四日市市立博物館

[後援] 三重県教育委員会

■会期：令和3年3月9日（火）～3月14日（日） 6日間

■観覧者数：372人

■観覧料：無料

■関連行事

○特別企画「現代美術家 山口総嗣氏による講演会とワークショップ」山口総嗣（現代美術家）

日時：令和3年3月13日（土）講演会 11:00～12:00 ワークショップ 13:00～15:00

参加者数：講演会 12人、ワークショップ 7人

（6）学習支援展示

①大昔の四日市 - 弥生時代と古墳時代 -	3.17（火）～5.6（水・休） ※4.15（水）～5.6（水）は コロナのため中止	3F ロビー・ 白里亭	計 524 人 （令和元年度分） 370 人
②四日市空襲と戦時下の 暮らし	6.16（火）～9.6（日）	3F ロビー・ 白里亭 2F 常設展示 一部	5,553 人
③大昔の四日市 - 弥生時代と古墳時代 -	3.3.16（火）～ 5.5（水・祝）	白里亭	計 2,733 人 （令和3年度分） 1,762 人

(7) 特別陳列

常設展「時空街道」に関わる資料や博物館のコレクションをテーマ別に紹介する展示

①館蔵品展Ⅰ 新収蔵品展	5.16 (土) ~6.7 (日) ※5.16 (土) ~18 (月) コロナのため臨時休館	白里亭	442 人
②館蔵品展Ⅱ 江戸時代の旅	9.15 (火) ~10.18 (日)	白里亭	2,292 人
③館蔵品展Ⅲ 萬古焼	10.24 (土) ~12.6 (日)	白里亭	3,352 人
④館蔵品展Ⅳ お正月~丑年~	12.12 (土) ~3.1.24 (日)	白里亭	1,681 人
⑤館蔵品展Ⅴ ひな飾り	2.2 (火) ~2.28 (日)	白里亭	2,627 人

3 教育普及事業

(1) 時空街道ツアー

体感型常設展「時空街道」を、博物館ボランティアが案内人となって案内。

5.4 (月・祝)	※コロナのため中止	3.1.24 (日)	11 人
5.24 (日)	※コロナのため中止	2.14 (日)	17 人
7.24 (金・休)	11 人	3.14 (日)	20 人
10.4 (日)	26 人	合計	85 人

(2) ミュージアムセミナー「絵画史を彩る作家と名品」

「西洋絵画・20世紀の巨匠」をテーマに、研究の第一人者たちが語ります。

8.22 (土)	ルノワールと印象派	荒屋鋪透 (中部大学人文学部 教授)	※コロナのため中止
9.19 (土)	シャガールとエコール・ド・パリ	深谷克典 (名古屋市美術館 副館長)	※コロナのため中止
10.17 (土)	ダリとシュール・レアリズム	村松和明 (おかざき世界子ども美術博物館 副館長代行)	※コロナのため中止
11.14 (土)	ピカソとキュビズム	塩津青夏 (愛知県トリエンナーレ推進室 学芸員)	※コロナのため中止
合計			—

(3) 館長講座「日本画家研究」

当館館長による講座。「日本画」の代表的な画家の個性的な画風確立の過程を追い、あわせて日本画の魅力に迫ります。

4.11 (土)	「風景画」の流れ	※コロナのため中止
5.9 (土)	川合玉堂	※コロナのため中止
6.20 (土)	上村松園	35 人
7.25 (土)	速水御舟	27 人
12.12 (土)	前田青邨	15 人
3.1.9 (土)	福田平八郎	12 人
2.13 (土)	池田遥邨	16 人
3.27 (土)	東山魁夷	23 人
合計		128 人

※各回で要約筆記、手話通訳をつけて実施。

(4) 大人の社会科

博物館に興味を持つ大人を対象にしたワークショップ

4.18 (土)	大人の勾玉	※コロナのため中止
5.16 (土)	バックヤードツアー	※コロナのため中止
9.26 (土)	学芸員体験	3人
3.2.27 (土)	史料講読会～教科書の掲載史料から～	10人
合計		13人

(5) 「子ども博物館教室 親と子のプチわーくしょっぷ」

幼児を対象に、親子でふれあいながら作品をつくる。

6.7 (日)	自然素材でアート	3人
8.23 (日)	オリジナルうちわづくり	45人
11.1 (日)	えのぐで遊ぼう	37人
合計		85人

(6) 「子ども博物館教室 ワークショップ」

子どもたちが展覧会や博物館、また年中行事等に興味をもてるよう、教室や工作を行う。

4.26 (日)	はにわをつくろう	※コロナのため中止
7.5 (日)	七夕かざり	4人
7.23 (木・祝)	紋切りうちわ (2回実施)	53人
12.13 (日)	正月かざり	19人
3.1.17 (日)	むかしの道具を使ってみよう	11人
2.21 (日)	ひな祭り	10人
合計		97人

(7) 「子ども博物館教室 ジュニア学芸員養成講座」

博物館や学芸員の仕事に興味をもつ子どもたちを対象にした教室。

5.10 (日)	学芸員入門	※コロナのため中止
6.21 (日)	四日市空襲を語り継ごう	20人
7.26 (日)	バックヤード探検	16人
3.3.21 (日)	銅鐸をつくろう	15人
合計		51人

(8) 「丹羽文雄記念室」行事

丹羽文雄の作品世界を知るため、朗読会などを行う。

4.19 (日)	丹羽文雄原作輪読会「厭がらせの年齢」	※コロナのため中止
8.10 (月・祝)	絵本読み聞かせ	※コロナのため中止
11.14 (土)	原作映画上映会「薔薇合戦」	13人
12.24 (木)	絵本読み聞かせ	0人
3.3.30 (火)	絵本読み聞かせ	5人
合計		18人

(9) 「いちにの散策よっかいち」

まちなかで小さな発見を目指して行う散歩のようなフィールドワーク。

6.6 (土)	保々の歴史探訪	※コロナのため中止
9.27 (日)	生桑・坂部探訪	※コロナのため中止
11.8 (日)	水沢の歴史探訪	※コロナのため中止
3.2.20 (土)	采女城を登る	※コロナのため中止
合計		—

(10) 大人の学びなおし

現在の教科書に書かれている内容を当館職員が解説した。

9.6 (日)	ものの名前今昔	10人
11.3 (火・祝)	江戸時代のウソ？ホント？	27人
3.1.24 (日)	どこがかわった！？鎌倉・室町	23人
3.28 (日)	日記から読む大正時代 四日市の面影を探る	9人
合計		69人

※要約筆記、手話通訳をつけて実施。

(11) 博物館実習 (大学生・大学院生対象)

7大学8人 8月25日(火)～9月4日(金)の内、土、日、休館日を除く8日間

(12) 教員のための研修
社会体験研修 2人
体験的博物館講座 0人 ※コロナのため中止

(13) 中学生の職場体験 0校0人 ※希望校なし

(14) 丹羽文雄記念室 語り部ボランティアの活動

四日市が誇る作家丹羽文雄をより一層市民に知っていただき、四日市の文化を再発見する取り組みとして、語り部の解説や、ゆかりの地を散策するルートの案内を行っている。特に、毎月20日は「語り部の日」と定め、記念室で案内の活動を行っている。本年度の活動は延べ3人であった。

(15) ボランティアの養成と協働

博物館ボランティアの登録数は、29年度養成者4人、30年度養成者17人、令和元年度養成者7人、令和2年度の養成者12人の40人で、研修を含む活動人数は延べ915人にのぼる。今後も新たなボランティアの養成をおこない、観覧者の知識や経験に応じた対話ができるような活動をめざしたい。

- ・博物館ボランティア 登録者数 40 人（うち令和 2 年度登録者 12 人） 延べ活動者数 915 人
- ・丹羽文雄記念室語り部 登録者数 7 人 延べ活動者数 3 人
- ・古文書ボランティア 登録者数 8 人 延べ活動者数 104 人

博物館ボランティア研修日程

9.26（土）	オリエンテーション	12.5（土）	接遇研修
10.10（土）	基礎研修①	3.1.18（月）	現ボランティアに聞く
11.7（土）	基礎研修②	2.1（月）	実践研修①
11.28（土）	事例研修	2.15（月）	実践研修②

(16) 講座講師の派遣

地区市民センター等館外で行われる講演会等への講師派遣を実施している。博物館の担うべき教育普及機能としての活動、市民の学習意欲を高めるための活動、また、博物館に親しんでもらうための活動として積極的に対応しているところである。

月日	演題	主催者	参加者数
6.18（木）	心を包む風呂敷	北星高等学校	12 人
6.21（日）	心を包む風呂敷	北星高等学校	23 人
7.20（月）	心を包む風呂敷	東原町いきいきサロンひいらぎ	15 人
8.8（土）	伊勢参宮と四日市	熟年大学 34 期OB会	17 人
9.11（金）	世間はアートで満ちている	みらい自然ファーム障害者 I T カレッジ四日市	14 人
10.8（木）	東海道と四日市宿	熟年大学OB31 期会	20 人
10.8（木）	世間はアートで満ちている	熟年大学OB33 期生	43 人
10.27（火）	心を包む風呂敷	四日市市社会福祉協議会	13 人
11.13（金）	東海道と四日市宿	八郷地区社会福祉協議会	10 人
11.13（金）	東海道と四日市宿	八郷地区社会福祉協議会	15 人
12.1（火）	日本文化の「東西南北」	NPO下野・生き域ネット	31 人
12.15（火）	日本文化の「東西南北」	NPO下野・生き域ネット	36 人
12.22（火）	日本文化の「東西南北」	NPO下野・生き域ネット	39 人
3.1.23（土）	お蔭参りとあれこれ	河原田地区社会福祉協議会	30 人
3.11（木）	日本美術に見る“自然と人間”	四日市市市民文化部文化振興課	30 人
合計 15 回		合計	348 人

4 資料収集保存事業

(1) 資料収集と保存

博物館の諸活動のなかで、最も基本となる活動として、各資料の収集を図り、その保存に努めた。

(2) 資料燻蒸

資料は受け入れ毎に、随時、燻蒸庫にて燻蒸をおこない収集した。文化財 I P M（総合的有害生物管理）の手法で環境管理を実施し、虫菌害の発生しにくい環境を保持することで、収蔵庫燻蒸を極力おこなわず、環境への影響を低減するよう努めている。

(3) 資料の状況 (令和3年3月末現在)

	区分	実物・標本	模写模型
1 人文科学資料	(1) 考古	1,449	25
	(2) 美術工芸	4,472	25
	(3) 民俗	5,382	17
	(4) 歴史	11,057	54
	(5) 文学	4,918	8
	計	27,278	129

	区分	実物・標本	模写模型
2 自然科学資料	(1) 動物資料	0	0
	(2) 植物資料	3,272	0
	(3) 地学資料	129	3
	(4) 理工学資料	0	0
	(5) 天文資料	7	0
	(6) その他	1	0
計	3,409	3	

※資料点数合計 30,819

(4) 新収蔵資料
令和2年度寄贈資料

番号	資料名	分野	点数	寄贈年月日
1	塩浜村青年団南組支部 旗	歴史	1点	4.1
2	・ちり紙「セミソフト 菊華」 ・愛知銀行富田一色支店 預金通帳 ・皇太子殿下御成婚記念写真 ・中部日本新聞 (昭和39年8月18日 朝刊) ・中部日本新聞 (昭和39年9月7日 朝刊) ・万国博 見学の手引 ・国体記念 えんぴつ (箱)	歴史	7点	4.1
3	市街地写真	歴史	1点	4.17
4	・みえ国体グラフ (伊勢新聞社) ・みえ国体グラフ (中日新聞本社) ・昭和50年三重国体帽子 ・第30回国民体育大会記念章 10点 ・第30回国民体育大会夏季大会開閉会式プログラム ・みえ国体ネクタイ	歴史	15点	5.1
5	緑釉香合	美工	1点	9.25
6	ひな人形一式	民俗	1式	9.27
7	第八次御造営 神宮遥拝御鳥居 記念写真帖	歴史	1点	9.30
8	・青釉蓋付湯呑 ・青釉鉢 ・青釉菓子鉢 ・青釉花瓶	美工	1点	10.14
9	・第30回三重国体優勝記念の寄せ書き大皿 (陸上競技関係者) ・第30回三重国体記念大皿 (三重陸上競技協会)	歴史	2点	10.18
10	小島剛夕関係資料 ・直筆サイン色紙 ・サイン色紙 (印刷) ・年賀状 ・香典返しのお礼状 一式	美工	16点	10.21
11	山田東華作萬古焼一式	美工	22点	11.17
12	下田家文書 一式	歴史	1686点	11.27

13	リアカーの鑑札	民俗	1点	3.1.18
14	六字名号 蓮如筆	美工	1幅	1.22
15	真空管ラジオ (シャープ SR-285)	民俗	3点	1.29
16	<ul style="list-style-type: none"> ・ぬいぐるみ (ET、いぬ他) 6点 ・ぬいぐるみ (ソウルオリンピックマスコット ホドリ) 1点 ・わたるくん (リカちゃん人形、手製着物付き) 1点 ・おもちゃのベビーカー 1点 ・日本赤十字社終身章他 3点 ・おはじき 1式 	民俗	13点	2.21
17	子ども用乗用カー (Supper Car XI-9)	民俗	1点	2.25
18	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆで卵器 (東芝 BC-301 形) ・電気あんか (8-704 型式番号 FA-1 型) ・堀こたつ用電気こたつ (EK-4) ・電気コンロ (HP-601 型) 	民俗	4点	3.10
19	<ul style="list-style-type: none"> ・生活用品 19点 ・電化製品 11点 ・謄写版 3点 ・ガス燈 2点 ・竿ばかり 80k g 分銅 1点 ・ホーロー看板 (練炭) 1点 ・古文書 ①伊藤礼次郎家 1式 ②浜田町 田中家 1式 ③浅川家 1式 	民俗	40点	3.11
20	<ul style="list-style-type: none"> ・学研 科学と学習のふろく ①科学 4点 ②学習 21点 ・運搬用コンテナ 1点 	民俗	26点	3.21
21	<ul style="list-style-type: none"> ・アルバム 1点 ・日本軍階級章・記章 他 5点 ・賜金国庫債券 (貳百円・八拾円) 2点 	歴史	8点	3.25
22	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ TH-B11 ナショナルパナカラー ・足踏み式脱穀機 ・唐箕 ・床置き時計 ・ナショナル乾電池 単1赤2、黒2 ・矢立 	民俗	6点	3.31

令和2年度寄託資料
受入なし

令和2年度購入資料

番号	資料名	分野	点数	購入年月日
1	御蔭参聞書艸紙	歴史	3点	3.3.5

5 調査研究事業

(1) 調査研究

学芸員の博物館専門職員としての資質を高め、専門分野の学術的研究をはじめさまざまな知識を享受し、特別展示の開催等、多くの事業に資するため、各種情報の収集に努めつつ、調査研究活動を行っている。今後も常設展示、特別展示等の充実、教育普及事業の活発化、各専門分野における自己研鑽に努めつつ、他の博物館や公共機関等の調査研究活動への協力、資料収集、展示等への技術的指導と助言・援助、また、いろいろな施設で開催される各種の講演会等への講師派遣など研究成果の還元を図っている。

そのため、館及び分野ごとの共通テーマに基づいた年度ごとの課題調査、学芸員個別の研究テーマによる調査、企画・特別展示に向けた事前の調査など、博物館の諸活動を支える基礎的活動を活発に展開していきたいと考えている。

課題調査

「市内所在資料・コレクション等調査」 「岩野見司旧蔵考古資料調査」

「次年度以降企画・特別展示調査」 「昭和のくらし道具調査」

「江戸期から明治期の四日市の景観の研究調査」 「市内寺院調査」

「教育普及事業（ワークショップ・学習支援展示）調査」

(2) 館蔵資料の翻刻作業

古文書ボランティアによって月2回ずつ当館にて活動していただいている。

本年度の活動は延べ4人であった。その成果については今後発表していく予定である。

2 プラネタリウム事業

1 GINGA PORT 401

博物館 5 階フロアを宇宙の港、銀河ポート 401 と位置づけ、「地球から見た宇宙」という視点だけでなく、「宇宙からみた地球、宇宙からみた四日市」という新たなまなざしで、私たちの星である「かけがえのない地球」を見つめ直すことをコンセプトとしている。宇宙と地球環境を柱に据えたプラネタリウム事業を展開している。



- (1) コズミックギャラリーには JAXA コーナーを設け、宇宙服のレプリカや JAXA から貸与を受けている宇宙食、ロケット打上げ PR 用ポスターなどを展示し、地球環境をテーマとした宇宙から見た地球の映像を映し出している。また、プラネタリウム番組に合わせてパネル展示や番組のあらすじを映像で紹介した。
- (2) コズミックラウンジには、旧プラネタリウム投映機を展示し、光学式投映機での星の映し方について解説するコーナーを設けている。天文ボランティアと協働で定期的にワークショップ（ガリレオ教室や天文ボランティア工房）を開催した。
- (3) プラネタリウムドームを宇宙船（コズミッククルーザー）と位置づけ、宇宙船に乗って宇宙から見た星空や宇宙の旅を楽しむことができる。世界で最も多くの星を映し出す投映機として世界記録に認定（平成 28 年 7 月）されたケイロン 401 を生かした、生解説を行っている。
- (4) 機器のリニューアルから 6 年が経過した。全天周映像番組及び星空解説では、デジタル映像を多く用いていることから 8K プロジェクターをはじめ、各プロジェクターの使用頻度が非常に多い。そのため、機器の輝度の劣化が顕著に表れてきている。当館のコンセプトでもある宇宙からみた美しい地球や宇宙の姿を高精細な映像で映し出すために、現状に合わせた長期保全計画に従ってメンテナンスを行い、施設の維持管理を行っていく必要がある。

2 プラネタリウム投映事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、4 月～5 月までは投映を中止、6 月からは座席数を 40 席、10 月からは座席数を 70 席に制限して投映した。

令和 2 年度より、チケット販売及び入場時の混乱を防ぐため、投映時間は入場を含めて 55 分間とし、季節に合わせて 2 種類の番組（一般、ファミリー）を投映した。特に一般番組（夏と冬）については、投映機の機能を十分に発揮させたオリジナル番組を制作委託した。

特別番組では、子育て支援の一環として幼児とその保護者を対象にした幼児番組「はじめてのプラネタリウム」を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止となった。また、毎週土曜日の夜間開館で投映する夜間特別番組は、夏番組「ハナビリウム」が大変好調であったことから投映期間を延長し、一般番組の枠でも投映を行った。さらに、東日本大震災から 10 年を経過したことを踏まえ、特別番組「星よりも、遠くへ」と小惑星探査機はやぶさ 2 の地球帰還を記念して特別番組「HAYABUSA2-REBORN-」を再投映した。

どなたにもプラネタリウムを楽しんでいただけるように、3 種類の番組（一般、ファミリー、夜間特別）については字幕付き投映を期間中に 1 回ずつ行った。また、ドーム内にある「遮音室」は感染症対策のため使用を中止したが、「ヒアリンググループ」、「ホワイエの階段昇降機」は活用することができた。

<季節番組のタイムテーブル>

投映時間	ファミリー番組	ファミリー番組	一般番組	一般番組	ファミリー番組	夜間特別番組
平日				14:20	15:35	
土・日・祝 学校園 長期休暇期間	10:05	11:20	13:05	14:20	15:35	<土曜限定> 18:20

(1) 季節番組 (料金：一般 550 円 高・大生 390 円 小・中生 210 円 幼児無料)

投映期間	番組名	投映日数	投映回数	観覧者数
春番組 3.10 (火) ～6.7 (日) 78 日間	ファミリー番組「かいけつゾロリ～ZZ のひみつ～」	5 日間	9 回	135 人
	令和 2 年度分 (4.1～6.7)	5 日間	9 回	135 人
	一般番組「HAYABUSA2-REBORN-」	6 日間	8 回	145 人
	令和 2 年度分 (4.1～6.7)	6 日間	8 回	145 人
	星空番組「12 の星ものがたり・春 ～あなたの誕生日の星空は?～」(3.31 まで)	0 日間	0 回	0 人
夏番組 6.16 (火) ～9.6 (日) 74 日間	ファミリー番組「名探偵コナン-探偵たちの星月夜-」	70 日間	143 回	3,326 人
	一般番組「君も名探偵 スポーツの祭典で宇宙を学ぶ」	73 日間	107 回	1,379 人
秋番組 9.15 (火) ～12.13 (日) 78 日間	ファミリー番組「ごん/GON, THE LITTLE FOX」 (9.15～11.1)	41 日間	73 回	1,594 人
	市制 123 周年記念 あなたが選ぶもう一度見たいファミリー番組 1・2・3 「ムーミン谷のオーロラ」(11.3～11.15) 「かいけつゾロリ～ZZ のひみつ～」(11.17～11.29) 「クレヨンしんちゃん 星空と学校の七不思議だゾ!」 (12.1～12.13)	30 日間	58 回	993 人
	一般番組「サイエンス ZERO 奇跡の地球」	74 日間	84 回	1,319 人
冬番組 12.22 (火) ～3.2.28 (日) 53 日間	ファミリー番組「ポラリス」	52 日間	101 回	2,102 人
	一般番組「懐メロで脳活 昭和音楽で紡ぐ宇宙開発」	52 日間	75 回	713 人
春番組 3.9 (火) ～6.6 (日) 78 日間	ファミリー番組「秘密結社 鷹の爪 THE PLANETARIUM ～ブラブラ!ブラックホールのナゾ～」	71 日間	139 回	3,141 人
	令和 2 年度分 (3.3.9～3.31)	20 日間	38 回	1,120 人
	一般番組「重力～宇宙を支配する謎のチカラ」	75 日間	106 回	1,546 人
	令和 2 年度分 (3.3.9～3.31)	20 日間	28 回	478 人
合計	令和 2 年度	229 日間	724 回	13,304 人

※3月10日(火)から5月31日(日)はコロナのため投映中止。

※6月2日(火)からドーム内座席を40席に制限した。

※7月21日(火)から市制123周年記念としてコズミックギャラリーに笹のモニュメントを設置し、ショップのオリジナル商品「プラネタリウム観覧ギフト券」と連動した展示を行った。

※8月18日(火)から9月6日(日)までの13:05の回は、「君も名探偵」を「ハナビリウム」に替えて投映した。

※9月15日(火)から9月30日(日)までの13:05の回は、「サイエンス ZERO」を「ハナビリウム」に替えて行った。

※10月13日(火)からドーム内座席を70席に制限した。

○春番組

ファミリー番組「かいけつゾロリ～ZZ (ダブルゼット) のひみつ～」

いたずらの王者を目指すキツネのゾロリが主人公の児童書「かいけつゾロリ」が原作の作品。「かいけつゾロリ」は刊行から30年を経てもなお、人気を博している。幅広い世代に認知度の高いキャラクターと、ユーモアあり、涙ありのストーリーが合わさって、親子2世代で一緒に楽しめる魅力的な作品となっている。新型コロナ



ウイルス感染症拡大防止対策としてプラネタリウム投映が中止されることがあり、期間中は5回のみ
の投映となってしまった。そこで、秋に予定されていた「あなたが選ぶもう一度見たいファミリー番
組 1・2・3」の選出作品としたところ、第2位に選ばれ、たくさんの方に観ていただく機会を作ること
ができた。今後も現在の情勢に合わせて、投映する機会を工夫していきたい。(天文係 中村恵)

一般番組 「HAYABUSA2-REBORN-」

小惑星探査機「はやぶさ」、「はやぶさ2」をテーマにした3部作の完結編。小惑星
リュウグウのカケラを持ち帰るため、はやぶさ2がどのように困難を乗り越え、数々
のミッションを成功させていったのかを、精細なCG映像と感動的なストーリーで伝
えている。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてプラネタリウム投映が中
止された日があり、期間中は6日間のみ投映となってしまった。そこで、再投映
の機会を検討し、「はやぶさ2」が12月に帰還予定だったことを踏まえ、11月から
12月に14回の特別投映をおこなった。(天文係 中村恵)



○夏番組

ファミリー番組 「名探偵コナン-探偵たちの星月夜 (スターリーナイト) -」

名探偵コナンがプラネタリウムで謎を解いていく物語だが、謎解きは天文の知識
の中でもマニアックなものを必要とするものが多かった。しかし、理解は難しくな
かったため、小学生でも納得感を得ながら、楽しく観覧できていた。観覧者の様子
の中では、ファミリー番組でありながら、女性ファンが1人で観覧されることが多
かったことも印象的であった。また、配布していたノベルティは通常どおり144席
になっていた際の想定で請求していたため、かなりの数が余ってしまった。コロナ
禍でのノベルティの数の管理には気をつけたい。(天文係 武中里穂)



一般番組 「君も名探偵 スポーツの祭典で宇宙を学ぶ」

元々は東京オリンピックの開催に併せて発案された番組であったため、新型コロ
ナウイルス感染症の影響を大きく受けた。制作についても、競技場の風景で実写を
使おうとしたものがCGに差し変わるという予定変更や日程の遅れも生じた。開催
時期の当てが外れてしまったところはあるものの、とこわか国体の紹介を行うなど
オリンピック色を薄めるよう努力した。内容としては3択のクイズをレスポンスア
ナライザの機能を使い来場者に回答していただくという観客参加型の番組であ
ったため、最後まで興味を持って視聴していただけた。(天文係 小林宏紀)



○秋番組

ファミリー番組 「ごん/GON, THE LITTLE FOX」

国語の教科書で長期間採択されていた新美南吉の「ごんぎつね」を、手彫り人形
のコマ撮り方式で撮影された作品。伊勢湾を挟んだ向かい側の半田市のゆかりの作
品でもあり、年齢を問わず認知度が非常に高かった。話の粗筋は誰もが知るところ
ではあり、美しい映像演出で最後まで来場者を惹きつけた。惜しむらくはプラネ
タリウムのリニューアルから6年余りが経過し、プロジェクターの光量が落ちてきて
おり、暗い場面の明瞭度が良くなかったことが挙げられる。(天文係 小林宏紀)



ファミリー番組 「あなたが選ぶもう一度見たいファミリー番組 1・2・3」

市制施行123周年を記念して、夏のファミリー番組の観覧者に秋のファミリー番
組を投票で選定していただく取り組みを行った。投票する番組は、リニューアル以降
に投映したファミリー番組の中から、1回当たりの平均観覧者数が多く、再投映が可
能な上位5作品に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため6日間しか
投映できなかった令和2年度の春番組を加えた、合計6作品のファミリー番組とした。
その中から上位3作品を投票で選び、令和2年度秋のファミリー番組として投映した。

※1位から3位は以下のとおり

- ①クレヨンしんちゃん 星空と学校の七不思議だゾ!
- ②かいけつゾロリ ～ZZ (ダブルゼット) のひみつ～
- ③ムーミン谷のオーロラ



投票で自ら見たい番組を選ぶ方法は、リピーターを増やす上で大変効果的であった。今後、こうした機会を増やし、市民の意見を取り入れた番組選定について考えていきたい。(天文係 伊藤達郎)

一般番組 「サイエンス ZERO 奇跡の地球」

NHK のサイエンス ZERO をもとにした番組で、地球の成り立ちや現在の地球環境にいたるまで、宇宙における地球について考えられる内容であった。当館のコンセプトに近く、星空解説のパートから番組への繋がりをスムーズに出来た。途中、現在の地球環境についての問題提起があったが、SDGs への関心が高まっている今、こういった持続可能な社会を実現するための番組も積極的に検討していきたい。また、最終的に触れられる火星のテラフォーミングに関する内容は、今後の火星探査が進めば、より需要が高まると考えられる。(天文係 武中里穂)



○冬番組

ファミリー番組 「ポラリス」

北極・南極と太陽系宇宙を舞台にしたフランス制作のCGアニメーション作品。おっとりしたプラス思考のシロクマと学者肌でノリの良いペンギンの凸凹コンビが巻き起こすストーリー。「なぜ極地域の冬は夜が長いのか」「土星の輪の正体は何か」などアカデミックなテーマもバランスよく詰め込まれており、子どもから大人まで全年齢の視聴に耐えうる内容であった。解説部分では、番組に登場する北極星の位置を紹介するという工夫も行い、解説から番組への連続性を持たせた。本番組は続編も存在する為、今後の選考候補として挙げて良いだろう。(天文係 小林宏紀)



一般番組 「懐メロで脳活 昭和音楽で紡ぐ宇宙開発」

懐メロ、脳活、宇宙開発と三つの要素をかけあわせた番組で、前半の星空解説部分で脳活、メインの番組の部分で懐メロと宇宙開発をメインに扱った。番組部分では、大阪万博から50周年であることから、ソ連やアメリカの宇宙開発を主軸に、日本の宇宙開発へと話を広げていった。その際、四日市にあったオーストラリア記念館などにも触れ、市民の方に懐かしさを感じてもらえるよう工夫した。普段のプラネタリウムとは違った昭和らしい演出も、驚きとともに楽しんでいただけた人が多かったようである。番組制作の際には、特に「脳活」というキーワードを活用するのに苦労した。今後は、番組タイトルに含まれる要素は2つ以下にした方が良いでしょう。(天文係 武中里穂)



(2) 特別番組

① 夜間特別番組 料金：季節番組と同じ 毎週土曜日の18:30～19:15

放映期間	番組名	放映回数	観覧者数
3.14 (土) ～6.6 (土)	「花鳥風月 星ごよみ」	1回	32人
令和2年度分 (4.4～6.6)		1回	32人
6.27 (土) ～9.5 (土)	「ハナビリウム ～花火ってなんであるの?～」	12回	399人
9.19 (土) ～12.5 (土)	「時を刻むこの星空 with DREAMS COME TRUE」	11回	486人
3.1.9 (土) ～2.27 (土)	「To the GRAND UNIVERSE 大宇宙へ music by 久石 譲」	8回	376人
3.13 (土) ～6.5 (土)	「億の星みち 季節★トコロ変ワレバ… 季節がハンタイだ! 南半球への旅」	9回	188人
令和2年度分 (3.3.13, 20, 27)		3回	70人
合計	令和2年度	35回	1,363人

夜間特別番組 「花鳥風月 星ごよみ」

令和元年冬番組に引き続き、春番組期間でも投映する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、期間中は1回のみでの投映となってしまった。ヒーリング番組として、日本の四季の風情を感じてもらいながら、その時期に見ごろの星座を紹介していく番組。落ち着いた暗めの演出が多いため、映像に出てくる二十四節気の説明文が見にくいとの指摘があった。プロジェクターの輝度が低下しているため、作品本来の美しい映像が投映できていないという現状がある。機器の経年劣化も進んでいることから、今後も明るく高精細な映像を提供できるように、機器更新を検討していく。(天文係 中村恵)



夜間特別番組 「ハナビリウム」

火薬の子どもが花火になるために学んでいく物語。番組の最後で花火会場の打ち上げ場所から撮られた全天周の花火の映像は圧巻であったが、その美しさもさることながら、音がリアルでよかったという感想も多かった。特に、当館の低音の音響設備の良さから、他館ではなく四日市で見られて良かったという声があがっていた。コロナ禍で花火が見られない中、プラネタリウム史上最大のヒット番組と言っても過言ではないほどに話題となった。社会で求められているものをしっかりと見極めていくことで、普段プラネタリウムを訪れない層にもアプローチ出来る番組を制作したい。(天文係 武中里穂)



夜間特別番組 「時を刻むこの星空 with DREAMS COME TRUE」

プラネタリウムの歴史を、アーティスト DREAMS COME TRUE の音楽とともに振り返る番組。またナレーションに人気俳優の中村倫也が起用されており、ドキュメンタリー性と娯楽性が程よく融合している番組内容であった。夜間の客層の嗜好に合致していた番組であり、かつ新型コロナウイルスの感染が落ち着いていた時期でもあった為、平均して集客率が高い結果となった[完売率:71.5%]。(天文係 小林宏紀)



夜間特別番組 「To the GRAND UNIVERSE 大宇宙へ music by 久石譲」

日本人宇宙飛行士の土井隆雄さん、山崎直子さん、大西卓哉さんの3名の体験を元に、国際宇宙ステーションから見た本当の宇宙の姿を、CG映像で体感する番組。音楽は、作曲家・久石譲さんの『宇宙』をテーマとした重厚なオーケストラによる演奏で、知名度の高い番組であることから、1回当たりの入館者数も多かった。今回の番組は、当館プラネタリウムのコンセプト「宇宙から見た地球」と一致した内容であり、音楽においても機器の機能を十分発揮することができた。宇宙のリアルな姿に本当に宇宙旅行をしているような体験ができる番組であった。(天文係 伊藤達郎)



② 幼児番組 はじめてのプラネタリウム 料金：季節番組と同じ 10:05～11:00

月日	番組名	投映回数	観覧者数
4. 10, 17, 24 (金)、4. 19 (日)、 4. 29 (水・祝)～5. 6 (水・休)、5. 17 (日)、6. 21 (日)、 7. 19 (日)、8. 16 (日)、9. 20 (日)、10. 18 (日)、 11. 15 (日)、3. 1. 17 (日)、2. 21 (日)、3. 21 (日)	「なないろどうわ プラネタリウム」	一回	コロナの ため中止

※中止の回はファミリー番組を投映した。8月16日のみ学習番組「アースメッセージ」を投映した。

③ 市制 123 周年記念学習番組 料金：季節番組と同じ 10:05～11:00

月日	番組名	放映回数	観覧者数
8.1(土)～23(日)	「アースメッセージ ～かけがえのない惑星(ほし)へ～」	21回	229人

※市内中学校の夏休み期間の変更に合わせて、放映期間を変更した。

④ 環境番組 料金：無料 14:20～15:15

月日	番組名	放映回数	観覧者数
5.4(月・祝)、5.24(日)、7.24(金・祝)、 10.4(日)、3.1.24(日)、2.14(日)、3.14(日)	時空街道ツアーex 「宇宙から見た地球」	5回	178人

※5月4日(月・祝)、5月24日(日)はコロナのため中止。

※時空街道ツアーexの参加者枠を20人とし、それ以外は当日観覧者枠とした。

⑤ 特別番組 料金：①②は季節番組と同じ、③は無料

月日	放映時間	番組名	放映回数	観覧者数
8.18(火)～9.6(日)、 9.15(火)～30(水)	13:05～14:00	①「ハナビリウム～花火 ってなんであるの?～」	33回	1,256人
11.3(火・祝)～12.13(日)	13:05～14:00	②「HAYABUSA2-REBORN-」	14回	385人
3.9(火)～13(土)	13:05～14:00 土曜日 17:00～17:55	③震災特別番組「星より も、遠くへ」	5回	201人

(3) 学習放映

①天体学習プログラム(保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の団体利用)

平日①9:50～10:35、②10:50～11:35、③13:15～14:00

季節の星座を中心に年齢・学年に応じた、生解説による双方向型の学習用プラネタリウム放映

対象	テーマ	校数	観覧者数
保育園・幼稚園・ 認定こども園	4月～5月 星空動物園へようこそ	19園	1,260人
	6月～7月 七夕物語		
	9月～10月 お月さまのお話		
	11月～12月 アンドロメダ姫物語		
	1月～3月 冬の星とオリオン座物語		
小学校	4月～5月 星座クイズに挑戦!	13校	648人
	6月～7月 星座早見盤の使い方と夏の大三角		
	9月～12月 月の動き(小4)、月と太陽(小6)		
	1月～3月 オリオン座の動きと冬の大三角		
中学校	通年 地球とその外側の世界 太陽と恒星の動き 月と金星の動きと見え方	0校	0人
特別支援学校 ・学級	通年 季節の星空と宇宙 ケンタの星さがし ポワンとフーニャンの宇宙調査隊	0校	0人
その他の学校など	通年 季節の星空と宇宙	3団体	70人
合計	放映回数 64回	35校	1,978人

②環境学習プログラム（小・中学校などの団体）

平日①9:50～10:20、②10:50～11:20、③13:15～13:45

四日市公害と環境未来館との連携によるプログラム

対象	テーマ	校数	観覧者数
小学校	通年 1、アースメッセージ ～かけがえのない惑星（ほし）～ 2、アースシンフォニー 光と水が奏でる空の物語	10校	453人
中学校		0校	0人
その他の学校など		0団体	0人
合計	放映回数 14回	10校	453人

※番組は1、2を学校の希望により選択する。

※未来館との連携による市内中学3年生の学校団体受け入れは、カリキュラムに合わせた45分間の天体学習プログラムも選択できる。

※コロナのため、市内中学校（3年生）及び小学校（5年生）の大規模校の見学は中止。

（4）プラネタリウムイベント

① 宇宙塾 料金：無料 18:20～20:00

6.20（土）	宇宙へ ～H3ロケット開発の現場から～	岡田匡史（JAXA H3ロケットプロジェクトマネージャ） 難易度：中級（高校程度）	コロナのため中止
7.11（土）	見つめるのは大地の表情 ～先進光学衛星「だいち3号」 のミッション～	度會英教（JAXA 先進光学衛星だいち3号プロジェクトチーム） 難易度：中級（高校程度）	コロナのため中止
3.3.20（土）	地下望遠鏡「KAGRA」ではじめる 重力波天文学	苔山圭以子（東京大学宇宙線研究所助教）、 正田亜八香（国立天文台重力波プロジェクト 特任助教） 難易度：中級（高校程度）	コロナのため中止
合計			一人

② 特別企画 料金：①600円 ②1,200円 前売り制 18:20～20:00

①10.3（土）	プラネタリウムコンサート 「お月見コンサート」	プラネットラブ	40人 （定員40席）
②12.12（土）	プラネタリウムコンサート 「松井祐貴アコースティック・ギター・ライブ」	松井祐貴	70人 （定員70席）
合計			110人

（5）その他放映

① 研修・視察等に関する放映 放映回数0回 観覧者数0人

② ふるさと納税者向け放映 コロナのため中止

（6）その他視察

6.18（木）	みえこどもの城	2人
6.24（水）	三瓶自然館	1人
合計		3人

3 天文教育普及事業

(1) 移動天文車「きらら号」事業

天文ボランティアの協力を得て観望会を実施。 料金：無料



① 派遣事業

要請により市内各地へ出動して観望会を行った。天候不良による観望会中止時で希望する団体には、天文教室を実施した。

ボランティア参加数：56人（延べ人数）

予定	実施	天文教室	中止	参加者数
16回	14回（794人）	2回（130人）	0回	924人

② 主催事業

季節に見頃の惑星などの観望会を、市民公園で実施した。対象は子どもから大人まで。（自由参加）

ボランティア参加数：72人（延べ人数）

予定	実施	中止	参加者数
16回	11回	5回	720人

4.25（土）	19:30～21:00	金星を見よう	コロナのため中止
5.23（土）	19:30～21:00	春の大曲線をさがそう	コロナのため中止
6.21（日）	16:00～17:30	部分日食を見よう	コロナのため中止
6.27（土）	19:30～21:00	月を見よう	37人
7.25（土）	19:30～21:00	月を見よう	天候不良のため中止
8.22（土）	19:00～20:30	木星、土星を見よう	15人
8.25（火）	19:00～20:30	七夕の星たちを見よう（旧暦の七夕）	33人
9.26（土）	18:30～20:00	月と木星、土星を見よう	58人
10.1（木）	19:00～20:30	中秋の名月と木星、土星を見よう	110人
10.24（土）	18:30～20:00	月と3惑星（木星・土星・火星）を見よう	154人
10.29（木）	18:30～20:00	栗名月と3惑星（木星・土星・火星）を見よう	43人
11.28（土）	17:00～18:30	月と3惑星（木星・土星・火星）を見よう	98人
12.26（土）	17:00～18:30	月と火星を見よう	32人
3.1.23（土）	18:00～19:30	月と火星を見よう	天候不良のため中止
2.27（土）	19:00～20:30	満月と火星を見よう	93人
3.27（土）	19:00～20:30	月と火星を見よう	47人

(2) 公開観望会

移動天文車きらら号が出動しない観望会 料金：無料（自由参加）

8.12（水）	19:00～21:00	ペルセウス座流星群と夏の星空観望会	伊坂ダム	167人
12.13（日）	19:00～21:00	ふたご座流星群と冬の星空観望会	伊坂ダム	71人
合計				238人

(3) コズミックスクール ①②当日受付、③申込み制

月日	時間	内容/場所	対象/定員	材料費	参加者数
①4.29(水・祝) ～5.6(水・休)	11:00 ～12:30	お星さまをつくろう！ /コズミックラウンジ	幼児と保護者 /制限なし	無料	コロナのため中止
②6.21(日)	13:00 ～15:00	日食グラスを作って 欠けた太陽を見よう /講座室	年齢制限なし /制限なし	無料	117人
③7.25(土)	15:00 ～17:00	天体望遠鏡を作って 月の観察をしよう /講座室	小学3年以上と 保護者/20組	3,000円	12組 25人
合計					142人

※材料費は1セットの金額。

(4) 楠歴史民俗資料館「夏の夜間特別開館」での工作

月日	時間	内容	対象/定員	材料費	参加者数
5.30(土)	未定	日食グラスをつくろう	小学生/30組	無料	コロナのため中止

(5) 夏季教職員研修講座(天文教育研修)

月日	時間	内容/対象	講師	参加者数
8.24(月)	10:00～11:30	授業に役立つ天文教室(中学校編) ～子どもたちの主体性を引き出す 天文分野の指導の工夫～ /小・中学校教員	浅田英夫(天文 研究者)	コロナのため中止
	14:00～16:30	小学校における天文分野の指導の 工夫～移動天文車きらら号を 活用した授業に向けて～ /小・中学校教員	浅田英夫(天文 研究者)	コロナのため中止

(6) 学校連携事業

例年、市内中学校1年生から3年生までを対象に、プラネタリウムでの学習ができるように、学習参加券(無料観覧券)を配付しているが、今年度はコロナのため座席数が40席となっていることから、配布を見送った。予定では、夏休みの一般番組と市制123周年記念学習番組の2種類を学習参加券で利用できるように準備を進めた。

(7) JAXA連携事業 四日市こども科学セミナー 料金:無料(申込み制)

月日	時間	内容/場所	講師	参加者数
8.1(日)	①13:00～14:30 ②15:00～16:30	JAXA コズミックカレッジ in 四日市「宇宙飛行士に挑戦」 ①小学1～3年、②小学4～6年 <各20組>/講座室	柳川孝二(元JAXA 宇宙飛行士室長)	コロナのため中止

(8) ガリレオ教室 (天文ボランティアとの協働)

料金：無料 (自由参加) 場所：コズミックラウンジ

ボランティア参加数：69 人 (延べ人数)

7.12 (日) 11:00~11:20、14:00~14:20	木星と土星のひみつ	27 人
8. 9 (日) 11:00~11:20、14:00~14:20	流星のひみつ	7 人
10.11 (日) 11:00~11:20、14:00~14:20	火星のひみつ	30 人
11. 8 (日) 11:00~11:20、14:00~14:20	はやぶさ 2 の今	9 人
12.13 (日) 11:00~11:20、14:00~14:20	流星のひみつ	38 人
3.1.10 (日) 11:00~11:20、14:00~14:20	今年注目の天文現象	22 人
2.14 (日) 11:00~11:20、14:00~14:20	星の一生	13 人
3.14 (日) 11:00~11:20、14:00~14:20	重力ってナニ？	24 人
合計		170 人

※4 月、5 月はコロナのため中止。

※6 月、9 月は開催日が整備休館期間中のため開催なし。

(9) 天文ボランティア養成講座

天文ボランティアの新規募集をして、連続講座により令和 3 年度からの活動をしてもらえるようにボランティアの養成を行った。受講者 13 人

3.2.7 (日)	ボランティア活動とは	四日市市社会福祉協議会ボランティアセンター職員
2.13 (土)	天文ボランティア活動の心得	浅田英夫 (あさだ考房)
2.21 (日)	天文学入門	伊藤信成 (三重大学)
2.28 (日)	天体望遠鏡と友達になろう	松本敏也 (テレスコープセンターアイベル)
3. 7 (日)	天文ボランティアの具体的な活動について	天文係・現役ボランティア

(10) 天文ボランティア支援事業

天文ボランティアが主体的に実施する事業を支援した。

① 天文ボランティア学習会 (全 11 回実施)

ボランティア参加数 73 人

※5 月はコロナのため中止

② 天文ボランティア主催観望会 (コロナにより当面の間中止)

③ 天文ボランティア工房 (全 9 回実施 参加者 261 人)

ボランティア参加数 40 人

※4 月・5 月はコロナのため中止。

※12 月は休館日のため開催なし。

3 ミュージアムショップ

来館者へのサービス提供の一環として、当館が直接運営している。

ミュージアムショップは、当博物館だけでなく、四日市公害と環境未来館を合わせた「そらんぼ四日市」としての普及活動としての側面を持ち、展覧会図録や研究紀要、専門書、関連グッズなどを販売している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館により、4月15日（水）～5月18日（月）は休店した。その後は、店内の消毒など感染症対策を実施し、お客様の安全・安心を確保しながら運営を行った。

販売商品としては、通年販売のものだけでなく、各展覧会やプラネタリウムの番組内容に合わせ、短期契約の商品の選定・販売を行った。

特に今年度は、特別展「無言館展」において、飯田市にある無言館の協力を得られるなど、展覧会や投映中のプラネタリウム番組に関連した場所から直接商品を提供いただき、販売することができた。また、プラネタリウムの番組「ごん」では、新見南吉記念館内のショップ「ごんの贈り物」で販売されている商品や、「昭和のくらし 昭和の風景」では、あすなろう鉄道で実際に使われていた吊り手や窓のカーテンを証明書付きで販売することができた。

さらに、市制123周年を記念し、当館プラネタリウムの「チケットホルダー付きオリジナルギフト券」を制作し、期間限定で販売した。チケットホルダーは、当館オリジナル商品として引き続き販売している。

近年恒例となった初売りでは、令和3年1月2日（土）から当館オリジナル福袋の販売を行い、好評につき即完売となった。

また、ミュージアムショップを運営するにあたり、委託販売契約により民間事業者等から商品を仕入れて販売するという形態が、地方自治法上の課題があることが判明し、他館の状況を調査しながら、令和3年4月1日から外部委託による運営方法への変更するよう準備を進めた。それに伴い、令和3年3月1日（月）～3月31日（水）は商品棚卸並びに受託事業者への引継ぎ等の業務を行うため休店した。



来店者数と販売状況

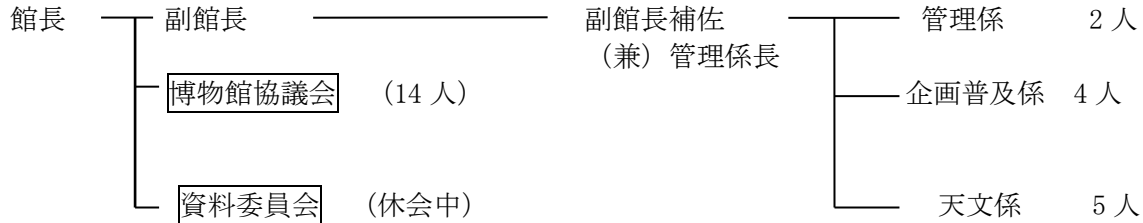
年度	来店者数	購買人数	販売総額	購買単価
平成28年度	—	5,889人	5,765千円	979円
平成29年度	28,842人	5,117人	8,469千円	1,655円
平成30年度	32,304人	4,929人	6,007千円	1,219円
令和元年度	30,110人	6,080人	9,794千円	1,461円
令和2年度	15,574人	3,323人	4,424千円	1,306円

Ⅱ 管理・運営

1 組織

(1) 職員構成

(令和3年3月末現在)



(2) 事務分掌

[管理係]

- (1) 博物館事業の調整及び運営に関する事。
- (2) 調査、統計及び報告に関する事。
- (3) 博物館協議会に関する事。
- (4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関する事。
- (5) 施設の使用許可に関する事。
- (6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関する事。
- (7) 楠歴史民俗資料館に関する事。
- (8) 館の庶務に関する事。

[企画普及係]

- (1) 特別展示の企画及び開催に関する事。
- (2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関する事。
- (3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出及び利用に関する事。
- (4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関する事。
- (5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関する事。
- (6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関する事。
- (7) 博物館の広報に関する事。

[天文係]

- (1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関する事。
- (2) 天文知識の普及及び啓発に関する事。
- (3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する事。
- (4) 移動天文車に関する事。

2 予算（当初予算）

令和2年度

[歳入]

(単位：千円)

科目			予算額
使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料	博物館使用料 楠歴史民俗資料館使用料	博物館観覧料 プラネタリウム観覧料 施設使用料 特殊器具使用料 敷地占用料 施設使用料	11,188 14,069 280 4 1 1
財産収入 財産売払収入 物品売払収入 物品売払収入	市史等売払収入	図録等	3,503
諸収入 雑入 雑入 雑入	教育費雑入 各種講座受講料	委託販売手数料 博物館事業費助成金 展覧会行事・教室等参加料	1,060 1,000 432
計			31,538

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	管理運営	設備維持 管理費・ 展示設備 維持管理費	調査 研究	展示開催	資料収集	教育普及	プラネタリウム 投映・ 維持管理費	天文普及・ 移動天文車 維持管理	楠歴史 民俗資料館
報酬	17,123	17,123								
職員手当等	1,463	1,463								
報償費	1,676	387		194	120	48	120	673	94	40
旅費	2,493	1,879		233	182	24	3	167	5	
需用費	47,987	29,865	6,815	6	2,937	1,706	252	3,077	290	3,039
役務費	6,921	1,956			3,961	7	345	575		77
委託料	118,784	15,233	62,290		15,250	3,360	1,418	18,771	1,133	1,329
使用料及び賃借料	23,596	2,649	16			685		20,014		232
備品購入費	1,721	93	1,500			100			28	
負担金補助及び交付金	15,696	66		43	15,577			10		
計	237,460	70,714	70,621	476	38,027	5,930	2,138	43,287	1,550	4,717

3 博物館協議会

四日市市立博物館協議会は、博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法及び四日市市立博物館条例の規定に基づき設置されるもので、平成5年6月1日付けで委員17人（定数20人以内）を委嘱（任期2年）して発足した。令和2年度委員は下表のとおりである。なお、令和2年度協議会は2回開催した。

●第1回 令和2年8月26日（水） 14:30～17:00

議題：①任命状の交付
②令和2年度上半期事業実施状況について
③令和3年度の事業について

●第2回 令和3年3月16日（火） 14:30～17:00

議題：①令和2年度下半期事業実施状況について
②令和3年度事業実施計画案について

[四日市市立博物館協議会委員]

令和3年3月31日現在

	氏名	職名
学校教育関係	長谷 由香	四日市市小学校長会代表
	新田 英生	四日市市中学校長会代表
	林 由喜	四日市市公立幼稚園長会代表
	牧 好生	私立学校代表
社会教育関係	佐藤 房雄	四日市市自治会連合会代表
	竹下 すま子	四日市市社会教育委員代表
	小川 美和子	四日市市立博物館ボランティアの会代表（博物館）
	山下 容子	四日市市立博物館ボランティアの会代表（天文）
学識経験者	桐生 定巳	四日市市文化財保護審議会代表
	播磨 良紀	中京大学文学部教授
	伊藤 信成	三重大学教育学部教授
	北原 政子	おんたけ休暇村天文館館長
	小林 良輔	四日市市立博物館前館長
家庭教育の向上に資する活動を行う者	石原 文香	四日市市PTA連絡協議会代表

4 施設の利用

当館の施設の利用については、四日市市立博物館条例第5条により、特別展示室及び講座室を博物館の設置目的に反せず、博物館事業に支障のない範囲において、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するものについて利用を許可している。令和元年度実績は、以下のとおりである。なお、四日市市及び四日市市教育委員会の利用実績については記載を省略している。

[特別展示室]

- ・墨友会書作展（コロナのため中止）
令和3年3月25日（木）～28日（日） 墨友会

[講座室]

- ・未来へつなぐ懇親会
7月30日(木) 一般社団法人四日市大学エネルギー環境教育研究会
- ・コンテンツ造成検討会
12月8日(火) 株式会社近畿日本ツーリスト中部四日市支店

5 年報の発行

- ・第27号(A4 54頁) 令和2年7月1日発行(インターネットホームページで公開)

6 利用状況

令和2年4月1日～令和3年3月31日の利用状況は以下のとおり。

(1) 常設展観覧者数(無料)

月	開館日数	小中		園児		他団体		引率者	小中以下	大人・高大	観覧者計
		校	人数	園	人数	数	人数				
4	12	0	0	0	0	0	0	0	43	111	154
5	12	0	0	0	0	0	0	0	40	149	189
6	19	0	0	0	0	0	0	0	170	649	819
7	27	0	0	3	64	0	0	22	607	1,478	2,171
8	28	0	0	0	0	0	0	31	634	1,582	2,247
9	20	1	74	0	0	0	0	12	345	1,166	1,597
10	27	19	627	2	34	2	50	82	297	1,071	2,161
11	25	19	814	0	0	0	0	73	330	1,009	2,226
12	15	8	388	0	0	0	0	31	165	429	1,013
1	26	9	483	0	0	0	0	51	390	903	1,827
2	24	12	681	0	0	1	25	43	445	1,433	2,627
3	20	0	0	0	0	2	39	4	467	987	1,497
合計	255	68	3,067	5	98	5	114	349	3,933	10,967	18,528

(2) 特別展観覧者数

	会期	有料観覧者								有料観覧者計	無料観覧者							観覧者合計			
		個人		団体割引(2割引)		減免(5割引)		減免(5割引)の団体			小中	園児	他団体	小中以下	招待券	引率者	無料観覧者計				
		一般	高大	一般	高大	一般	高大	一般	高大		校	人数	園	人数	数	人数	人数		人数		
①	21	346	19	61	0	24	0	4	0	454	0	0	0	0	0	0	182	196	0	378	832
②	46	3,337	102	388	12	231	2	12	0	4,084	0	0	0	0	0	0	177	713	0	890	4,974
③	26	1,132	89	138	7	49	0	8	0	1,423	0	0	0	0	0	0	219	796	0	1,015	2,438
④	50	1,671	39	172	0	73	4	17	0	1,976	28	1,617	0	0	0	0	635	423	149	2,824	4,800
合計	143	6,486	249	759	19	377	6	41	0	7,937	28	1,617	0	0	0	0	1,213	2,128	149	5,107	13,044

① 奇想天外 なぞなぞ絵解き 判じ絵!～江戸時代からの挑戦状～

※コロナのため、4月15日(水)～5月17日(日)は臨時休館

② 無言館展～戦没画学生からのメッセージ～

③ 2020 イタリア・ボローニャ国際絵本原画展

④ 昭和のくらし昭和の風景

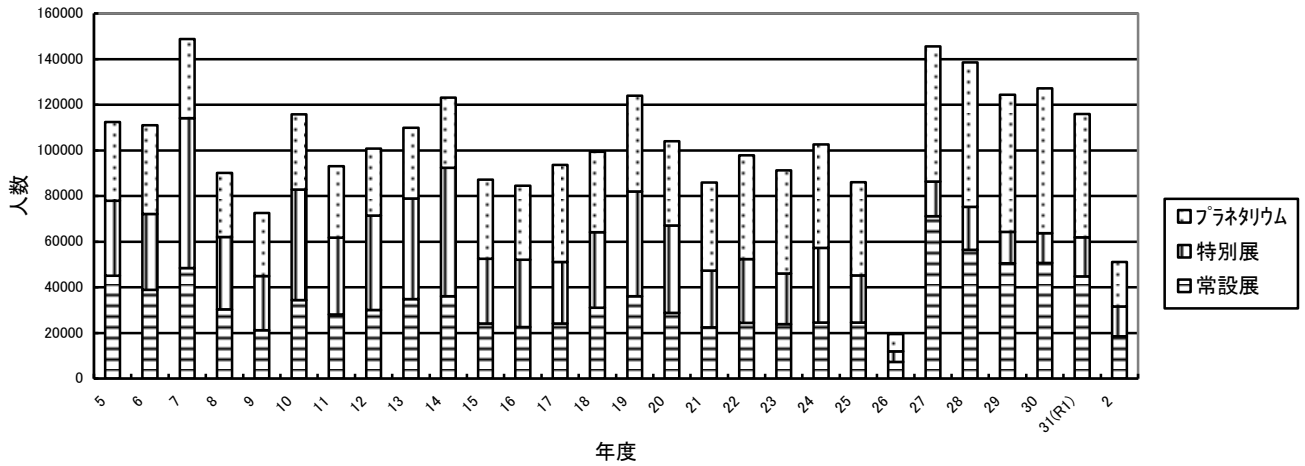
(3) プラネタリウム観覧者数

月	放映回数	有料観覧者													無料観覧者										観覧者合計				
		個人			団体割引(2割引)			減免(5割引)			減免(5割引)の団体			特別放映	有料観覧者計	小中		園児		他団体		幼児	招待券	引率者		特別放映	無料観覧者計		
		一般	高大	小中	一般	高大	小中	一般	高大	小中	一般	高大	小中			校	人数	園	人数	教	人数								
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	60	301	12	90	44	1	5	18	0	4	4	0	0	0	479	0	0	3	168	0	0	74	142	17	0	401	880		
7	120	858	35	464	66	0	18	45	8	26	3	0	1	0	1,524	0	0	18	474	1	14	334	179	58	0	1,059	2,583		
8	143	1,311	57	715	103	5	7	59	1	9	7	0	0	0	2,274	0	0	0	0	0	0	365	425	0	0	790	3,064		
9	81	1,056	37	319	103	1	7	45	0	7	9	0	3	0	1,587	3	120	0	0	0	0	231	353	6	0	710	2,297		
10	104	649	44	254	58	0	104	37	0	14	2	0	0	40	1,202	5	172	10	268	0	0	177	190	54	0	861	2,063		
11	90	673	44	158	60	0	212	23	0	5	2	0	1	0	1,178	1	31	0	0	0	0	184	190	17	271	693	1,871		
12	52	293	41	82	30	0	0	10	0	1	5	0	0	70	532	4	99	4	121	0	0	131	221	18	0	590	1,122		
1	105	562	54	184	48	0	4	40	1	12	8	0	0	0	913	5	221	0	0	1	33	287	270	16	0	827	1,740		
2	86	493	56	162	49	0	12	23	0	4	10	0	2	0	811	1	65	4	110	0	0	282	623	15	0	1,095	1,906		
3	76	742	85	427	54	0	12	19	1	10	8	0	0	0	1,358	0	0	0	0	1	18	271	81	2	201	573	1,931		
合計	917	6,938	465	2,855	615	7	381	319	11	92	58	0	7	110	11,858	19	708	39	1,141	3	65	2,336	2,674	203	472	7,599	19,457		

※4月1日から5月31日はコロナのため放映中止。

※6月2日からは座席を40席に限定して放映し、10月13日からは70席で放映した。

(4) 観覧者数推移



年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
常設展	44,996	38,881	48,481	30,359	21,142	34,411	28,052	29,966	34,758	36,058
特別展	32,961	33,209	65,681	31,700	23,804	48,442	33,733	41,432	44,082	56,309
プラネタリウム	34,515	38,966	34,674	28,068	27,661	32,937	31,234	29,317	31,011	30,689
合計	112,472	111,056	148,836	90,127	72,607	115,790	93,019	100,715	109,851	123,056
累計	112,472	223,528	372,364	462,491	535,098	650,888	743,907	844,622	954,473	1,077,529
年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
常設展	24,093	22,626	24,171	30,978	36,001	28,781	22,399	24,479	23,859	24,522
特別展	28,413	29,498	26,940	33,098	45,980	38,347	24,956	27,903	22,152	32,723
プラネタリウム	34,591	32,333	42,519	35,264	41,926	36,900	38,538	45,406	45,215	45,293
合計	87,097	84,457	93,630	99,340	123,907	104,028	85,893	97,788	91,226	102,538
累計	1,164,626	1,249,083	1,342,713	1,442,053	1,565,960	1,669,988	1,755,881	1,853,669	1,944,895	2,047,433
年度	25	26	27	28	29	30	31(元)	2		
常設展	24,579	7,355	71,143	56,454	50,595	50,689	44,816	18,528		
特別展	20,641	4,533	15,181	18,800	13,735	13,027	17,019	13,044		
プラネタリウム	40,876	7,649	59,195	63,310	60,068	63,389	54,079	19,457		
合計	86,096	19,537	145,519	138,564	124,398	127,105	115,914	51,029		
累計	2,133,529	2,153,066	2,298,585	2,437,149	2,561,547	2,688,652	2,804,566	2,855,595		

7 関係法規

四日市市立博物館条例

平成5年3月30日条例第16号
改正

平成9年3月27日条例第3号
平成12年3月29日条例第44号
平成16年12月28日条例第55号
平成17年3月28日条例第22号
平成18年10月5日条例第45号
平成21年1月23日条例第1号
平成25年12月27日条例第66号
平成26年12月22日条例第42号
平成31年3月25日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館(以下「博物館」という。)を四日市市安島一丁目3番16号に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
 - (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
 - (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
 - (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
 - (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
 - (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - (8) 他の博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
 - (9) プラネタリウムによる天体運行等の映写及び天体観測の指導に関すること。
 - (10) その他必要な事業
- 一部改正〔平成21年条例1号〕

(観覧料)

第4条 博物館特別展示を観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示したものの観覧料の額は、別表第2に定める額とする。

一部改正〔平成16年条例55号・18年45号〕

(特別展示室等の使用)

第5条 四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)は、第2条の設置目的に反せず、第3条の事業に支障のない範囲内において、展示発表等のため、博物館の特別展示室、講座室(以下「特別展示室等」という。)の使用を許可することができる。

- 2 前項の規定により、特別展示室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
 - 3 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。
- 一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・26年42号〕

(特別利用の許可等)

第6条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、2,200円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。
- 一部改正〔平成16年条例55号・25年66号〕

(館外貸出し)

第6条の2 博物館資料は、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。ただし、委員会は、他の博物館、図書館、学校等適当と認めたものについて、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。

- (1) 館外貸出しによって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員が認めたとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) その他委員会が博物館資料の館外貸出しをすることを不相当と認めたとき。

(入館等の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第5条第2項及び第6条第1項の許可をしない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他委員会において管理上支障があると認めたとき。

(観覧料、使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めたときは、観覧料、使用料及び手数料を減額又は免除することができる。

(観覧料、使用料及び手数料の還付)

第9条 既納の観覧料、使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第5条第2項、第6条第1項及び第6条の2の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第11条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第11条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用若しくは利用中に建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第15条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第20条第1項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、20人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
一部改正〔平成21年条例1号〕

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
一部改正〔平成16年条例55号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号(博物館資料の展示及び利用に供する部分に限る。)、第2号及び第8号並びに第4条から第14条までの規定は規則で定める日から(平成5年6月四日市市規則第33号で、同5年11月1日から施行)、次項の規定は平成5年9月1日から施行する。
(四日市市立郷土資料庫条例の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例(昭和45年四日市市条例第38号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月27日条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第44号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第55号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

(経過措置)

- 7 改正後の四日市市立博物館条例第4条、別表第1及び別表第2の規定は平成17年4月1日以後の観覧から、第5条、第6条及び別表第3の規定は平成17年4月1日以降の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成17年3月28日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立博物館条例別表第3備考の規定は、施行日以後の申請にかかるものから適用し、同日前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月5日条例第45号)

この条例は、平成18年12月9日から施行する。

附 則(平成21年1月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立博物館条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可(以下「特別利用許可」という。)に係る手数料から適用し、同日前に行う特別利用許可に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第3の規定は、施行日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月22日条例第1号)

この条例は、平成27年3月21日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	2,200円の範囲 内で委員会が定 める額	550円	2,200円の範囲 内で委員会が定 める額
大学生・ 高校生		390円	
中学生・ 小学生	無料	210円	

備考

- 「一般」とは、15歳以上の者(「大学生・高校生」及び
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を
いう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準
ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これら
に準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20人以上の団体は、1人1回につき規定料金の100
分の80の額とする。この場合において、その額に10円
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと
する。
- 一部改正〔平成16年条例55号・18年45号・25年66号〕

別表第2(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	1,100円の範囲 内で委員会が定 める額	280円	1,100円の範囲 内で委員会が定 める額
大学生・高 校生		200円	
中学生・小 学生	無料	110円	

備考

- 「一般」とは、15歳以上の者(「大学生・高校生」及び
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を
いう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準
ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これら
に準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20人以上の団体は、1人1回につき規定料金の100
分の80の額とする。この場合において、その額に10円
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと
する。
- 追加〔平成16年条例55号〕、一部改正〔平成18年条
例45号・25年66号〕

別表第3(第5条関係)

区分	午前	午後	全日
	午前9時30分 から正午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時30分 から午後5時 まで
特別展示室	—	—	33,000円
講座室	8,800円	13,200円	22,000円

備考 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するもの
を徴収する場合は、上記の金額に100分の50を乗じて得
た額を加算する。

一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・25年66号
26年42号〕

四日市市立博物館条例施行規則

平成5年3月31日教委規則第5号
改正

平成9年3月28日教委規則第9号
平成11年3月11日教委規則第4号
平成12年3月27日教委規則第7号
平成14年12月27日教委規則第11号
平成17年2月3日教委規則第31号
平成26年1月14日教委規則第5号
平成27年1月14日教委規則第2号
平成31年3月28日条例第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市立博物館条例(平成5年四日市
市条例第16号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、
条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市立博物館(以下「博物館」という。)の開館時間
は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、四日市市
教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認め
たときは、これを変更することができる。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会
が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に
休館することができる。

- 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭
和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、そ
の翌日とする。
- 12月29日から翌年1月3日まで
一部改正〔平成14年教委規則11号〕

(観覧の手続)

第4条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者及びプラ
ネタリウムの映写を観覧しようとする者は、観覧料の納入の際
に観覧券の交付を受け、展示室及びプラネタリウム室の入口
においてこれを係員に提示又は提出しなければならない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第5条第2項の規定により、特別展示室等の使用
の許可を受けようとする者は、四日市市立博物館使用許可申
請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により委員会に申請
しなければならない。

- 2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前6月からとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前に受付できるものとする。
 - (1) 四日市市又は委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他委員会が特に必要があると認めるとき。
- 4 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日の受付は行わない。

(使用の許可)

- 第6条 委員会は、前条第1項の使用許可の申請について適当と認めるときは、使用の許可を決定し、四日市市立博物館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 2 博物館の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、博物館使用の際に、前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

- 第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(附属設備の名称及び使用料の額)

- 第8条 博物館の附属設備の使用料の額は、別表第1に定める額とする。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用料の納付)

- 第9条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。
- 2 官公署が使用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(観覧料の減免)

- 第10条 条例第8条の規定に基づく観覧料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 四日市市及び三重郡に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき。10割
 - (2) その他委員会が特別の事由があると認めるとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
 - 3 第1項第1号に定める観覧料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館観覧料減免申請書(第5号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

(優待券等)

- 第11条 委員会が特に必要と認めるときは、優待券、招待券、特別展示前売観覧券及び特別番組前売観覧券を発行することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	使用料の全額
イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

- 2 使用者が第7条の規定により博物館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。
 - 3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市立博物館使用料還付申請書(第6号様式)に第1項表アの場合にあっては許可書と使用料領収書、同項表イ及び前項の場合にあっては変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて委員会に申請しなければならない。
 - 4 委員会は、前項の申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市立博物館使用料還付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用者の遵守事項)

- 第13条 博物館に入館する者、使用者及び条例第6条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。
 - (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (3) 許可を受けないで張り紙をし、又はくぎ類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
 - (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

- 第14条 使用者等は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

- 第15条 使用者等は、施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

- 第16条 使用者等は、条例第13条の規定により施設、設備等を原状に復したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、その点検を受けなければならない。

(特別利用の許可の申請)

- 第17条 条例第6条第1項の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとするものは、四日市市立博物館資料特別利用許

可(減免)申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は特別利用の許可をしたときは、四日市市立博物館資料特別利用許可書(第9号様式)を交付するものとする。
- 3 四日市市立博物館資料特別利用許可書の交付を受けたものは、直ちに条例第6条第2項に基づく手数料を納付しなければならない。
- 4 前項に定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(手数料の減免)

第18条 条例第8条の規定に基づく手数料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化の事業又はこれらの事業の普及の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (2) 私立の博物館、図書館、学校等が行う教育又は研究の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (3) 主に学術研究の用途に供することを目的とするとき。
10割
 - (4) その他委員会が特別の事由があると認めたとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項に定める手数料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館資料特別利用(減免)申請書(第8号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(特別利用の制限)

- 第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。
- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めたとき。
 - (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
 - (3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
 - (4) 著作権がある博物館資料で著作者の承諾を得ていないとき。
 - (5) その他委員会が特別利用をすることが不適当と認めたとき。

(館外貸出しの許可等)

- 第20条 条例第6条の2ただし書きの規定により、博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、博物館資料の館外貸出しを認めた場合は、四日市市立博物館資料館外貸出許可書(第11号様式)を交付するものとする。
 - 3 博物館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(協議会の委員長及び副委員長)

- 第21条 条例第15条に規定する四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
 - 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第22条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年2回、臨時会は必要に応じて開催する。
- 2 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
 - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は博物館において処理する。

(補則)

- 第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定は、条例附則ただし書きに規定する規則で定める日から、次項の規定は、平成5年9月1日から施行する。
(四日市市立郷土資料庫条例施行規則の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例施行規則(昭和45年四日市市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月28日教委規則第9号)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月11日教委規則第4号)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日教委規則第7号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日教委規則第11号)
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月3日教委規則第31号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。ただし、四日市市立博物館条例施行規則第2条の改正は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則第8条、第12条、第17条、第18条、別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日以後の使用又は利用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成26年1月14日教委規則第5号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料から適用し、同日前に行う四日市

市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料については、
なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市立博物館条例施行規則の
規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから
適用し、同日前までに改正前の四日市市立博物館条例施行
規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正
後の四日市市立博物館条例施行規則の相当規定によりなさ
れたものとみなす。

別表第 1(第 8 条関係)

区分	使用料(一回一式)
プロジェクター	1,100 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号・27 年 2 号〕

別表第 2(第 17 条関係)

区分	手数料(一点一日)
熟覧	330 円
模写	1,100 円
拓本	1,100 円
撮影	1,100 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号〕

Ⅲ 施設概要

所在地 〒510-0075
三重県四日市市安島一丁目3番16号
電話 059-355-2700 (代)
FAX 059-355-2704

開館年月日 平成5年11月1日
丹羽文雄記念室オープン 平成18年12月9日
リニューアルオープン 平成27年3月21日

施設規模 敷地面積 1,845.840 m²
建設面積 1,590.397 m²
延床面積 10,147.108 m²
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下2階地上6階
建物の高さ 38.075m
建物イメージ
歴史(石を用いた古典的な様式)
現代(石、土ものの自然素材と金属、
ガラスなどの組み合わせによる
新旧共存)
未来(金属板の仕上げ
=プラネタリウム)
地域・商区
商業地域・防火地域
建ぺい率100%(耐火)、容積率600%

主な室名と面積(リニューアル後)

●展示・教育部門		2,202.065 m ²
常設展示室	2階	658.364 m ²
〃	3階	548.291 m ²
特別展示室	4階	594.798 m ²
ラウンジ	4階	93.674 m ²
図書スペース	1階	86.350 m ²
講座室	1階	142.218 m ²
研修・実習室	1階	78.370 m ²
●収蔵部門		1,256.230 m ²
第1収蔵庫	地下2階	243.290 m ²
〃 前室	地下2階	38.880 m ²
第2収蔵庫(恒温恒湿)	地下1階	282.170 m ²
第3収蔵庫	地下1階	384.496 m ²
〃 前室	地下1階	76.086 m ²
荷解室	1階	231.308 m ²
●研究部門		420.165 m ²
作業室	2階	50.422 m ²
資料整理室	地下1階	84.370 m ²
文献資料室	3階	37.952 m ²
資料評価室	4階	33.300 m ²
燻蒸室	地下1階	43.070 m ²
スタジオ暗室	地下1階	87.510 m ²
ビデオ編集室	地下1階	16.882 m ²
第2会議室	4階	37.952 m ²
第3会議室	3階	28.707 m ²
●プラネタリウム部門		1,714.282 m ²
客席(ドーム)	5・6階	565.017 m ²
コズミックラウンジ	5階	59.081 m ²
コズミックギャラリー	5階	194.763 m ²

ブリーフィングルーム 5階 59.326 m²
空調機械室 5・6階 836.095 m²

●管理・一般部門		4,554.366 m ²
事務室	3階	105.059 m ²
事務室	2階	60.464 m ²
第1会議室	2階	37.001 m ²
ミュージアムショップ	1階	28.723 m ²
警備室	1階	20.812 m ²
中央監視室	地下2階	44.064 m ²
設備機械室	地下2階	486.190 m ²
電気室、発電機室	地下2階	240.152 m ²
倉庫、展示備品庫など		3,531.901 m ²

●プラネタリウム仕様
ドーム径18.5m 傾斜型(斜度20度)
座席144席
ケイロン401
全天周映画 可能

主な施工業者

【開館】

建築 (株)鴻池組 三菱建設(株) 丸藤建設(株)
電気 (株)電工社 四日市電機(株)
設備機械 須賀工業(株) ダイダシ(株) 三東工業所
プラネタリウム (株)五藤光学研究所
建築設計 (株)石本建築事務所
展示設計 (有)ササキ企画
展示 商工美術(株)
展示映像 中部松下システム(株)
ハイビジョン 中部松下システム(株)
陶壁 萬古環境造形体

【リニューアル】

プラネタリウム (株)五藤光学研究所
展示設計
展示 丹青社

設備概要

●空調設備

1. 空調熱源機器設備

①スクリーン冷凍機
(冷房能力293,000Kcal/h[97URST])
暖房能力254,000Kcal/h) 2基
②スクリーン冷凍機用空気熱交換機 2基
送風機(低騒音型3,400 m²/min) 3台

③蓄熱槽

2. 空調、換気及び排煙機器設備

①空調機

エアーハンドリングユニット 9基
パッケージ型空調機 30基
ファンコイルユニット 20基
全熱交換機 5基

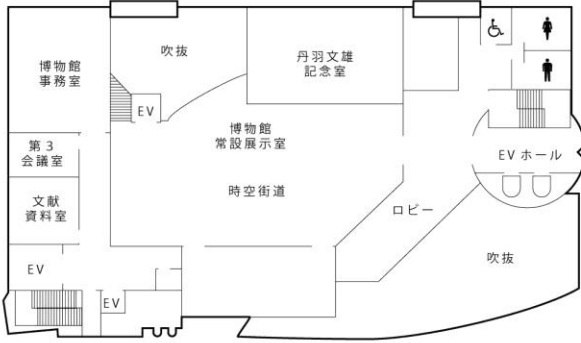
②送、排風機

シロッコファン 2基
軸流ファン 8基
ラインファン 13基
消音ボックス付ラインファン 20基
デリバントファン 1基

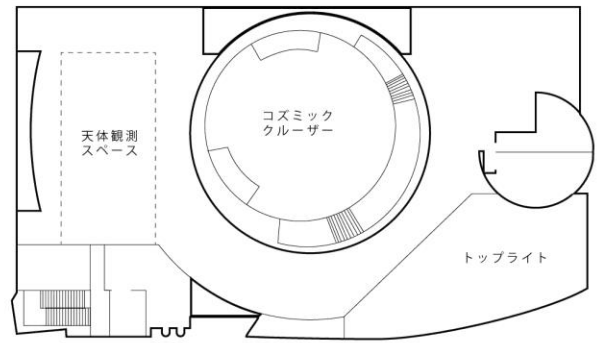
排煙ファン	3 基
排煙口	25 基
3. その他機器	
①フィルターユニット	
外気新鮮空気処理ユニット	3 基
②消音マフラーユニット	9 基
③その他付属設備	一式
4. 空調配管設備	
①空調用ポンプ	14 基
②冷温水 2 次ポンプ可変速制御盤	1 基
③冷水ヘッダー	2 基
④温水ヘッダー	2 基
⑤冷温水用防蝕装置	4 基
⑥その他付属設備	一式
●給排水衛生設備	
1. 給水設備	
①ポンプ 揚水ポンプ	2 基
②受水槽 有効容量 12.7 m ² (2 分割-複合盤)	1 基
③高架水槽 有効容量 6.3 m ² (2 分割-SUS444) 保温	1 基
④電機湯沸器 貯湯量 10 ㍓	3 基
⑤ウォータークーラー 壁埋込式、ステンレス製 冷水能力 301/㍓	2 基
⑥その他付属設備	一式
2. 排水設備	
公共下水道接続箇所	
①湧水排水ポンプ	6 基
②雑水排水ポンプ	2 基
③雨水排水ポンプ	2 基
●燻蒸設備 (真空殺虫殺菌装置)	3.15 m ²
●消防設備	
①屋内消火栓ポンプ	1 基
②屋内消火栓設備	
屋内消火栓箱	12 基
屋内消火栓箱 (併設型)	4 基
③連結散水設備 閉鎖型 (8 系統)	一式
④ハロン消火設備 7 系統 (特別展示室、第 1・2・3 収蔵庫、 前室、電気室、発電機室)	一式
⑤救助袋 3-5 階	6 台
⑥自動火災報知設備	
差動スポット感知器	6 個
定温スポット感知器	14 個
煙感知器	384 個
炎感知器	4 個
⑦非常放送設備	一式
⑧消火器	38 本
⑨誘導灯設備 避難口誘導灯	54 台
通路誘導灯	39 台
客席誘導灯	22 台
⑩その他付属設備	
●防犯設備	
①防犯設備 熱感センサー	46 個
②監視カメラ 1, 3, 4, 5 階 カートーム型	9 台
CCD	1 台
モニターテレビ	5 台
③防火扉	47 箇所
④防火・防炎シャッター	32 箇所

⑤排煙口	28 箇所
●電気設備	
①受電電圧 交流 3 相 3 線式 660V 60Hz	
②変圧器	
動力用	
3 相 6.6KV/210V 300KVA	1 台
3 相 6.6KV/210V 500KVA	1 台
3 相 6.6KV/210V 150KVA	2 台
3 相 6.6KV/440V 500KVA	1 台
電灯用	
1 相 6.6KV/210V/105V 300KVA	2 台
1 相 6.6KV/210V/105V 100KVA	1 台
③自家発電機	
6 気筒 4 サイクルディーゼル機関	
480Ps 1200rpm	1 台
3 相交流同期発電機 400KVA 6600V	1 台
④電線路電圧 6600V 440V 210V 105V	
⑤電気室 高低圧配電盤	19 面
動力制御盤	15 面
電灯分電盤	21 面
端子盤	12 面
⑥低圧回路	
⑦低圧負荷設備	
電動機合計容量 1, 123.023KW	130 台
電灯コンセント合計容量 476KVA	2, 115 個
⑧直流電源装置	
100V 非常照明用 発電設備機器操作用	
全自動サイリスター式整流器	
(入力 交流 3 相 200V 60Hz	
直流出力電流 50A 3 相全波整流)	1 面
蓄電池 ペースト式高率放電用鉛蓄電池	
2V×54 セル	
⑨交流無停電電源装置	
100V 中央監視装置用	
商用同期常時インバーター給電方式	
(交流入出力 単相 2 線式 100V 60Hz	
出力容量 5KVA)	
⑩電気時計 水晶発信式 6 回路	
親時計 1 台 子時計 41 台	
⑪放送設備 防災アンプ 480W	20 回路
⑫電話設備 デジタル電子交換機	一式
多機能電話機	15 台
一般電話機	37 台
⑬テレビ共聴設備 CATV 引込 (CTY)	
⑭中央監視設備	
SAVIC-NETFX による監視システム	
●エレベータ	
1.2 号 乗用 (展望用) 定員 17 名 1150Kg 90m/分	
3 号 乗用 定員 11 名 750Kg 105m/分	
4 号 人荷用 定員 67 名 4400Kg 30m/分	
5 号 乗用 定員 11 名 750Kg 30m/分	
●その他設備 昇降リフト (2 トン、荷解室)	1 台
ゴンドラ (ガラス清掃用)	2 台
自動扉	4 箇所

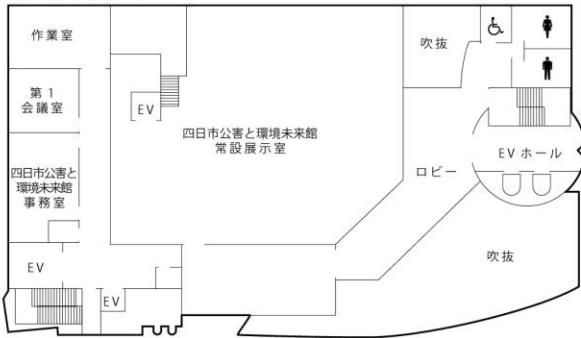
3階平面図



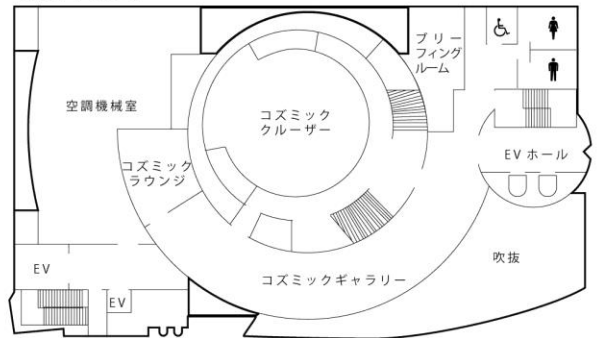
6階平面図



2階平面図



5階平面図



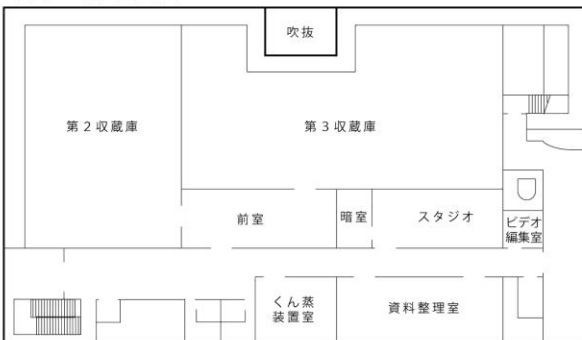
1階平面図



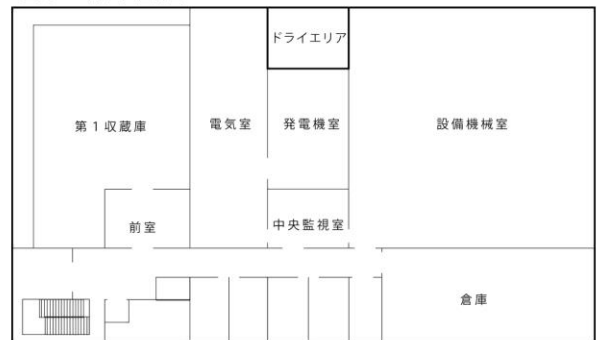
4階平面図



地下1階平面図



地下2階平面図



●設計概要

敷地は、旧四日市工業高等学校跡地の一角で、街区には、都市公園を介して三重北勢地域地場産業振興センター、アムスクエア（現ララスクエア）などがあり、それらとの調和を図る必要があった。そこで、形態的には都市公園を介してオープンなアトリウムで呼応しあう関係を生み出し、色調的にはアムスクエアのグレイッシュピンクと補色関係にあり、色の映える淡緑青色を基調としている。

外観デザインとしては、博物館とプラネタリウムという複合した機能を持つ建物の性格上、「過去」（歴史）、「現在」、「未来」（宇宙）の調和をテーマとしている。そのことは、基壇部において花崗岩のジェットバーナー仕上げで歴史の積層をイメージし、胴部において割肌タイルにより工業化が進んだ現代だからこそ逆に求められる手造り的なあたたかさ、やさしさを表現し、頂部においてステンレスの球体を一部露出させ、未来的、宇宙的なイメージを喚起して、それらの三層構成による対比と調和を図っている。また、都市公園に面する東側はボリュームの大きさからくる威圧感を低減するために、面を分節化し、水平線を強調したガラスのカーテンウォール、地上の緑が階段状に延長した濃緑色の石貼部、太陽光線をイメージした黄色の垂直線、コンビナートのメタファーとしての金属のパイプや球体により、リズムカルで変化のある構成としている。

内部機能構成としては、地下部分に収蔵部門、1階にエントランス、2～4階に博物館部門（現在は2階に四日市公害と環境未来館）、5、6階にプラネタリウム部門を収め、地上部分に5層吹抜のアトリウムを設けることにより積層化した施設の空間的な一体感を生み出す計画としている。また、都市公園に対してオープンな構成とし、それを借景として利用することで空間的な広がりを持たせている。

（石本建築事務所）

IV 利用案内

●博物館を彩る施設

□エントランスホール（1階）

入口を入ると5階まで吹き抜けているアトリウムとシースルーエレベータが目を引く。ここは誰でも入れる自由空間。待ち合わせに最適な場所である。

□図書スペース（1階）

四日市公害と環境未来館の併設に伴い設置されたスペースで、環境に関連する図書の閲覧・貸出が可能なスペース。

□ミュージアムショップ（1階）

来館の思い出となる記念品や、市・博物館・四日市公害と環境未来館が刊行する図録等の書籍を販売。鉱物や化石、星座グッズなども取りそろえている。

□陶壁（2階ロビー）

四日市市の歴史、美術資料の展示効果と現代建築における陶の材質美との調和を図るため、通路を歩く人の動きとともに画面が変化する一種のだまし絵的効果を意図した。（高さ 2.5m 幅 5.0m）

A面：歌川広重作 東海道五十三次「四日市の図」

B面：歌川国貞作 末広五十三次「蜃気楼の図」

これらを四日市萬古焼の伝統技法により焼成。

制作：萬古環境造形体



四日市市楠歴史民俗資料館

I 事業概要

1 これまでの経緯

この資料館の主要施設である旧庄屋岡田邸は、代々庄屋の要職にあった岡田家の屋敷である。

岡田家に残る文政12年(1829年)の古文書に庄屋の記載がみられ、この頃に庄屋職を桑名藩より拝命したと推察されている。また、建物については、敷地内に祭っていた弁財天の社の垂旗に宝暦10年(1760年)の銘があることから、少なくとも江戸時代中期に現在の主屋と土蔵が建築され、250年ほど経過しているとみられている。また、隣接する立会所は、岡田家所蔵の古文書によると、明治3年(1870年)に役所施設(公共建築)として邸内に建設されたと考えられている。

平成14年3月に旧庄屋岡田邸は、岡田氏から土地と建物を当時の楠町へ寄贈いただいた。

北勢地域における、近世の民家として歴史的価値が高い建造物であることから、平成14年6月に主屋部分を、続いて同年12月に立会所・蔵部分をそれぞれ楠町有形文化財(建造物)に指定した。旧楠町においては、この歴史的建造物の維持と管理について、旧楠町文化財調査委員会をはじめ、各方面のご指導ご協力を仰ぎながら協議を重ね、楠町議会のご理解を得て、歴史民俗資料館として活用する方針を決定するに至った。



平成16年度には、国庫補助事業である発電用施設周辺地域振興事業と県補助事業である下水道周辺環境整備事業の事業補助認定を受けて修復工事を実施した。工事概要は、楠町有形文化財である主屋、立会所及び蔵の修復と、年貢米の貯蔵庫としていた米蔵の跡地に展示収蔵庫兼管理棟の新築を行い、併せて、老朽化により修復不可能な養蚕所、女子部屋及び下屋については解体し、平成17年3月末に完成した。

この間、平成17年2月7日には、四日市市と楠町が合併した。それに伴い旧楠町の町有形文化財(建築物)である主屋、立会所及び蔵は、四日市市有形文化財(建造物)に指定され、平成17年4月29日に「四日市市楠歴史民俗資料館」として開館した。平成21年度から指定管理者制度を導入し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団(現公益財団法人四日市市文化まちづくり財団)が指定管理者となって管理運営を行っていたが、平成24年度からは博物館が直接管理運営を行っている。

この資料館は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図ることを目的としており、収蔵品は令和3年3月末現在5,192点を数え、旧庄屋岡田邸・蔵内に約500点、展示棟内の常設展示室に約100点を展示している。



2 事業

(1) 夏の夜間特別開館 2020

通常 17 時で閉館するところを、資料館保存運営委員会の協力のもと、20 時まで特別に開館し、また、地元団体と連携して、模擬店やホテルの郷コンサート、科学工作体験、体験教室などを開催する。

令和 2 年度はコロナのため開催中止。

(2) 秋の夜間特別開館 2020

資料館を淡い光で彩る行灯まつりや模擬店、音楽コンサート、出前講話など、資料館保存運営委員会や地元団体と連携して開催する。

令和 2 年度はコロナのため開催中止。

(3) しめ縄づくり

しめ縄づくりを保存運営委員会との共催で開催した。

■ 日 時：12 月 6 日（日）13:30～16:00

■ 参加者：10 人



(4) 企画展：つるし雛とちりめん遊び展

地元団体「きさらぎ会」の協力により手作りの雛人形など、ひなまつりにちなんだ手芸作品を展示した。保存運営委員会との共催で開催した。

■ 期 間：令和 3 年 2 月 5 日（金）～3 月 4 日（木）

■ 来館者：552 人



(5) おひなまつりコンサート

例年、おひなまつりにちなみ地元団体の協力のもと保存運営委員会と共催で開催していたが、コロナのため開催中止。

(6) 収蔵品展

過去に収集した資料の整理を、保存運営委員会の協力のもと実施し、整理が終了した資料の一部の展示を資料館内の展示棟にて開催した。

第 1 回 10 月 22 日（木）～令和 3 年 3 月 16 日（火）

第 2 回 令和 3 年 3 月 18 日（木）～9 月 14 日（火）



3 施設の利用

(1) 立会所

資料館の施設利用については、四日市市楠歴史民俗資料館条例第8条により、立会所のざしき(西)・ざしき(東)・小ざしき及び水屋を、資料館の設置目的に反せず、資料館の公開に支障のない範囲において、公開使用を許可している(有料)。令和2年度実績は以下のとおりである。

・展示

12月1日(火)～6日(日)

クラフト表装四日市支部

(2) 企画展示コーナー

資料館の賑わい創出のため、展示棟内の展示スペースを企画展示コーナーとして希望者に提供している(無料)。令和元年度実績は以下のとおりである。

・白鷺流押絵展

個人(四日市市)

4月1日(水)～30日(木)

※コロナによる臨時休館のため4月15日(水)～30日(木)中止。

・竹灯り作品展

楠歴史民俗資料館保存運営委員会、竹灯り実行委員会(四日市市)

5月1日(金)～10日(日)

※コロナによる臨時休館のため中止。

・ペーパークラフト作品と遊書展

個人(鈴鹿市)

5月16日(土)～31日(日)

※コロナによる臨時休館等のため中止。

・瓦當文作品展

書友会(四日市市)

6月2日(火)～14日(日)

※コロナのため中止。

・楠絵画サークル展

個人(四日市市)

6月16日(火)～30日(火)

※コロナのため中止。

・銅板工芸・陶芸作品展

市民大学26期会銅板工芸・陶芸クラブ(四日市市)

7月1日(水)～15日(水)

・銅板工芸作品展

熟年大学銅板工芸同好会(四日市市)

7月16日(木)～31日(金)

・ガラスアートとシルエットアート展

個人(四日市市)

9月1日(火)～30日(金)

・絵手紙展

河原田花みかんの会(四日市市)

10月1日(木)～15日(木)

・俳画展

熟年大学29期生・33期生 俳画クラブ(四日市市)

10月16日(金)～31日(土)

・世界遺産・世界の絶景を訪ねて～写真展～

個人(四日市市)

11月1日(日)～15日(日)

・第9回趣味の表装展

クラフト表装四日市支部(四日市市)

12月1日(火)～6日(日)

・古布で遊ぶ一人展

個人(四日市市)

令和3年2月2日(火)～28日(日)

・書友会作品展

書友会(四日市市)

令和3年3月16日(火)～31日(水)

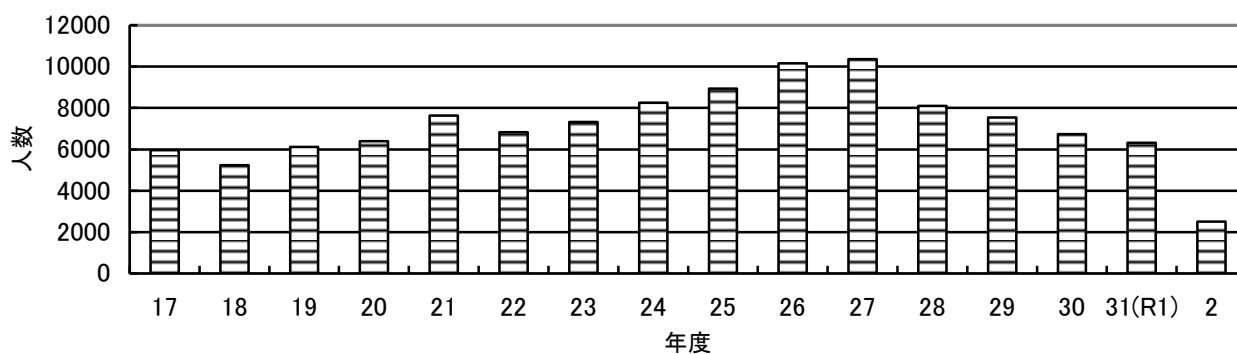
4 利用状況

(1) 観覧者数 (4月1日～令和3年3月31日)

コロナのため4月15日(水)～5月17日(日)まで臨時休館。

月	開館日数	人数
4月	12	308
5月	12	15
6月	25	56
7月	27	180
8月	26	65
9月	26	185
10月	27	227
11月	25	252
12月	24	306
1月	24	69
2月	24	557
3月	26	289
合計	278	2,509

(2) 観覧者数推移



年度(平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
観覧者数	5,955	5,230	6,110	6,397	7,634	6,829	7,321	8,258	8,927	10,157
累計	5,955	11,185	17,295	23,692	31,326	38,155	45,476	53,734	62,661	72,818
年度(平成)	27	28	29	30	31(元)	2				
観覧者数	10,365	8,102	7,536	6,731	6,325	2,509				
累計	83,183	91,285	98,821	105,552	111,877	114,386				

5 関係法規

四日市市楠歴史民俗資料館条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 13 号

改正

平成 20 年 6 月 27 日条例 23 号

平成 22 年 3 月 25 日条例 7 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号

平成 31 年 3 月 35 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市楠歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(設置)

第 2 条 本市は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図るため、四日市市楠町本郷 1068 番地に四日市市楠歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(定義)

第 3 条 この条例において「公開使用」とは、資料館の一部について、入場者の排除を行わずに、第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動を行うために使用することをいう。

追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(事業)

第 4 条 資料館は、第 2 条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 楠地域の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料（以下「資料館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
- (2) 資料館資料についての説明、助言に関すること。
- (3) 他の資料館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (4) 第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動のための施設の提供に関すること。
- (5) その他必要な事業

一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(管理)

第 5 条 資料館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(指定管理者の業務の範囲)

第 6 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第 8 条に規定する公開使用の許可、第 11 条に規定する特別利用の許可、第 12 条に規定する資料館資料貸出しの許可、第 13 条に規定する許可の取消し、第 14 条に規定する入館の制限、第 16 条に規定する特別の設備の設置許可その他資料館の使用許可に関する業務
- (2) 第 9 条に規定する利用料金の徴収、第 10 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務

(3) 資料館資料、施設、附属設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた業務

追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(観覧料)

第 7 条 資料館の観覧料は、無料とする。

一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(公開使用の許可)

第 8 条 資料館の一部を公開使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可を行わないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他施設等の管理上支障があるとき。

3 指定管理者は、第 1 項の許可に際して、必要な条件を付けることができる。

追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(利用料金)

第 9 条 資料館の公開使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

追加〔平成 20 年条例 23 号〕、

一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(利用料金の還付)

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(特別利用の許可)

第 11 条 資料館資料について、学術研究のための熟覧、模写、模造、撮影等しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。

一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(資料館資料の貸出し)

第 12 条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来たさない範囲において、次の各号に掲げるもの

に対して、貸出しを許可することができる。

- (1) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設
- (2) 国及び地方公共団体
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又はこれに類するものとして委員会が認めた施設
- (4) その他委員会が適当と認めたもの

- 2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。
 - 3 第 1 項の許可を受けたもの（以下「借入者」という。）は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。
 - 4 第 1 項の貸出期間は、30 日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、1 年以内とすることができる。
- 追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

（許可の取消し等）

- 第 13 条 指定管理者は、使用者、利用者又は借入者（以下「使用者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、若しくは使用、利用若しくは貸出し（以下「使用等」という。）を停止し、又は許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 許可の条件に違反したとき。
 - (3) 第 8 条第 2 項各号（第 11 条及び前条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。
- 2 前項の規定により、使用者等に損害が生じて、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。
- 追加〔平成 20 年条例 23 号〕

（入館等の制限）

- 第 14 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた者
 - (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められた者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者
 - (4) その他資料館の管理運営上支障があると認められた者
- 一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

（権利の譲渡等の禁止）

- 第 15 条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

（特別の設備等）

- 第 16 条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

（原状回復の義務）

第 17 条 使用者等は、使用等を終了したとき又は第 13 条の規定により使用等を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。

一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

（損害賠償）

第 18 条 使用者等が使用等の際に施設等を損傷又は滅失したとき又は入場者が観覧の際に施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

（委任）

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

一部改正〔平成 20 年条例 23 号・22 年 7 号〕

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 27 日条例第 23 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日条例第 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の四日市市楠歴史民俗資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

別表第 1（第 9 条関係）

追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 25 年条例 67 号〕

区分		利用料金の上限額(円)	
		午前	午後
立 会 所	ざしき(西)	660	660
	ざしき(東)	660	660
	小ざしき及び水屋	660	660
	全室利用	1,980	1,980

四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則

平成 22 年 3 月 24 日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市楠歴史民俗資料館条例（平成 17 年四日市市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市楠歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(公開使用許可の申請)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により、資料館の公開使用許可を受けようとする者は、四日市市公共施設利用許可申請書（第 1 号様式。以下「利用申請書」という。）により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、使用しようとする日（引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日。以下「使用日」という。）の属する月の初日前 3 月から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の定める期間前においても受け付けてできるものとする。
 - (1) 市が主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他指定管理者が特に必要があると認め、委員会の承認を得たとき。

(公開使用の許可)

第 5 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市公共施設利用許可書（第 2 号様式。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

- 2 資料館の使用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設の使用の際に、利用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。
- 3 使用の許可は、申請の順序とする。ただし指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て他の方法によることができる。

(公開使用の変更等)

第 6 条 利用者は、利用許可書に記載された事項を変更し、又は資料館の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更（取消）・還付申請書（第 3 号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。（利用料金等の還付）

第 7 条 条例第 10 条ただし書の規定により利用料金等を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において利用できなかったとき。	利用料金の全額
使用日の 1 月前（使用日の 1 月前が休館日の場合は、その直前の開館日）までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	利用料金の全額
上欄に規定する場合を除き、使用日の前日までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料（使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 100 分の 50 に相当する額。ただし、10 円未満の端数が生じた場合は四捨五入した額とする。）を差し引いた額

(特別利用の許可の申請)

第 8 条 条例第 11 条の規定により、特別利用の許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可申請書（第 4 号様式）により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 特別利用の許可は、申請の順序とする。

(特別利用の許可)

第 9 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可書（第 5 号様式。以下「特別使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の許可に際して、管理上必要な条件をつけることができる。

(特別利用の変更等)

第 10 条 利用者は、特別使用許可書に記載された事項（使用日、使用時間区分を除く。）を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更（取消）許可申請書（第 6 号様式）に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の利用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更（取消）許可書（第 7 号様式）を申請者に交付するものとする。

(特別利用の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 8 条に規定する資料館資料の特別利用の許可を行わないものとする。

- (1) 特別利用によって資料館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に資料館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された資料館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある資料館資料で著作権者の承諾を得ていないとき。
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(資料館資料の貸出許可の申請)

第 12 条 資料館資料の貸出しを受けようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可申請書(第 8 号様式)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料館資料が資料館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

(資料館資料の貸出許可の交付)

第 13 条 指定管理者は、前条の申請について相当と認められたときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可書(第 9 号様式)を交付するものとする。

(寄贈又は寄託)

第 14 条 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料寄贈(寄託)申請書(第 10 号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認を行うときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料受領書(第 11 号様式。以下「受領書」という。)を交付するものとする。

3 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4 市長は、寄贈資料が火災等やむを得ない理由により汚損破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、受領書と引換えに行うものとする。

(補則)

第 15 条 この規則の施行に関し、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

II 施設概要

所在地 〒510-0106

三重県四日市市楠町本郷 1068 番地

電 話 059-398-3636

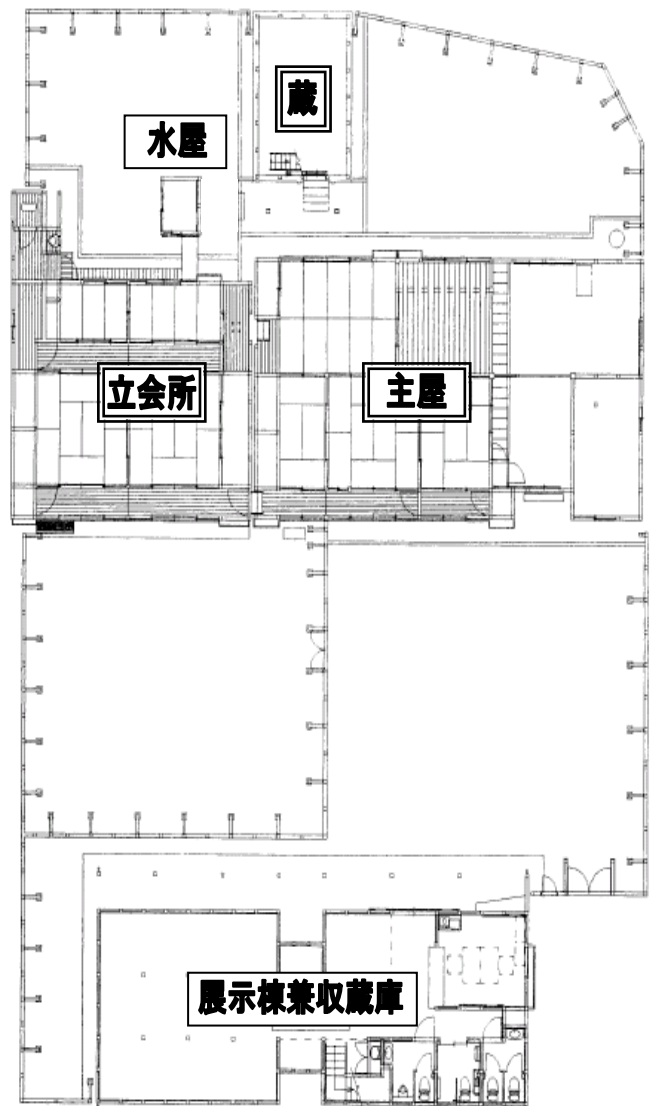
F A X 059-398-3637

施設規模	敷地面積	1,229.23 m ²
	建築面積	338.09 m ²
	延床面積	448.24 m ²
建物構造	主屋・立会所(四日市市指定有形文化財)	
	木造瓦葺平屋	209.75 m ²
	蔵(四日市市指定有形文化財)	
	木造棧瓦葺平屋	39.08 m ²
	水屋	
	木造瓦葺平屋	2.76 m ²
	展示棟兼収蔵庫	
木造瓦葺 2 階建	196.65 m ²	

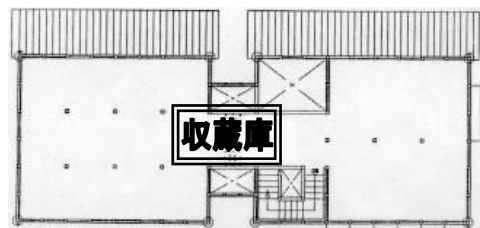
付属設備等 放送設備 冷暖房装置 会議用机・椅子
A V コーナー 駐車場 11 台

館内見取図

1 階平面図



2 階平面図



博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

財団法人日本博物館協会 2012年7月1日制定

令和2年度四日市市立博物館年報 第28号

令和3年7月10日発行
編集・発行 四日市市立博物館
〒510-0075 四日市市安島一丁目3番16号
TEL 059-355-2700 (代)
FAX 059-355-2704
<https://www.city.yokkaichi.mie.jp/museum/>